

せいかちょうだい じしょうがいしゃきほんけいかく
精華町第2次障害者基本計画・

だい きせいかちょうしょうがいふくしけいかく
第3期精華町障害福祉計画

へいせい ねん がつ
平成24年3月

きょうと ふ せいかちょう
京都府精華町



ちいきしゃかい ささ あう

地域社会でともに支えあうしくみづくりのために

せいにかちょう へいせい ねんど しょうがいしゃきほんほう もと
 精華町では、平成14年度に、障害者基本法に基づき、
 しょうがい かつ じりつ お よしやくいさんか しえんなど ほんちょう
 障害のある方の自立及び社会参加の支援等、本町の
 しょうがいしゃふくし きほん せいにかちょうしょうがいしゃきほんけいかく
 障害者福祉の基本となる「精華町障害者基本計画」を、
 へいせい ねんど しょうがいしゃじりつしえんほう もとづき しょうがいふくし
 平成20年度には、障害者自立支援法に基づき、障害福祉
 しょうがいふくし とう ひつよう みこみりょう かくほさくなど さだ
 サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定
 せいにかちょうしょうがいふくしけいかくへいせい ねんど ねんど
 めた「精華町障害福祉計画平成21年度～23年度
 だい き さくてい しょうがいしゃせさく すいしん
 (第2期)」を策定し、障害者施策を推進してまいりま
 した。

かん しょうがい かつ と ま かんきょう へんか ていきょう
 この間、障害のある方を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、サービスの提供や
 しょうがいりかい すいしん しちょうそん やくわり せきん ぞうだい
 障害理解の推進にかかる市町村の役割や責任がますます増大しています。

こんかい けいかく しょうがいしゃ ひつよう しえん う しゃかいさんか ちいき あんてい
 そこで、今回の計画は「すべての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定
 じゅうじつ じりつせいかつ めざ けいかく すいしん ひつよう
 し、充実した自立生活ができるまちづくり」を目指すとともに、計画を推進するうえで必要
 ふくし かくほ かん すうちもくひょう ていきょうほうほう しょうがいふくしけいかく
 となる福祉サービスの確保に関し、数値目標や提供方法などについても、障害福祉計画
 あわ さくてい
 として併せて策定しました。

けいかくさくてい しょうがいたうじしゃ みなさま がくしきけいけんしゃ しょうがいしゃしえんかんけいきかん
 計画策定にあたりましては、障害当事者の皆様や学識経験者、障害者支援関係機関の
 だいひょうしゃ かつ こうぼじゅうみん とくべつしえんがっこうかんけいしゃ ちいき しょうこうかんけい だいひょうしゃ
 代表者の方をはじめとし、公募住民や特別支援学校関係者、地域や商工関係の代表者
 かつ はぼひろ いいん かつがた きょうりょく けんとう しんぎ かせ
 の方など、幅広い委員の方々にご協力をいただき、検討や審議を重ねていただきましたこ
 たい かんしゃ ねん
 とに対しまして、感謝の念でいっぱいでございます。

ほんねん がつ しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ
 また、本年10月には、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
 せこう しょうがいしゃ と ま せさくどうこう じゅうなん たいおう ほんちょう げんじょう
 も施行されます。こうした障害者を取り巻く施策動向などにも柔軟に対応し、本町の現状
 じゅうぶん ふ けいかく じふ こんご ほんけいかく じつげん
 を十分に踏まえた計画となったものと自負しているところです。今後は、本計画の実現に
 む ちいきぜんたい しょうがい かつがた りかい ふか しょうがい かつ しえん しゃがい
 向け、地域全体で障害のある方の理解を深め、障害のある方を支援するしくみづくりや社会
 さんか かんきょう せいび すいしん しょぞん
 参加できる環境の整備を推進していく所存です。

むす ほんけいかく さくてい さんかく さくていいいん みなさま なら
 結びに、本計画の策定に参画していただきました策定委員の皆様、並びにパブリックコメン
 いけん よ かつがた ところ れい もう あ じゅうみん
 トにご意見をお寄せくださいました方々に心からお礼を申し上げますとともに、住民の
 みなさま ちいきしゃかい ささ じつげん いっそう りかい きょうりょく
 皆様には「地域社会でともに支えあうしくみづくり」の実現に一層のご理解とご協力を
 ねが もう あ
 お願い申し上げます。

へいせい ねん がつ
平成24年3月

せいにかちょうちよう
精華町長

き むら かな

木村 要

目次

第1部 精華町第2次障害者基本計画

第1章	計画の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ及び性格	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
第2章	計画の基本方針	6
1	計画の基本理念	6
2	基本的視点	6
3	基本目標	7
第3章	本町の障害者を取り巻く状況	10
1	人口の動向	10
2	障害者の状況	11
3	障害福祉サービスの進捗状況	18
4	地域生活支援事業の進捗状況	20
第4章	基本目標別の施策内容	22
1	ともに育ち、ともに学ぶために	22
2	生きがいを持って働くために	30
3	すこやかにくらしのために	35
4	自立した生活をおくるために	38
5	安全で快適なくらしのために	44
6	共感しあえる地域づくりのために	48

第2部 第3期精華町障害福祉計画

第5章	地域生活または一般就労への移行の数値目標	53
1	施設入所利用者の地域生活への移行	53
2	福祉施設から一般就労への移行	54
第6章	障害福祉サービスの見込み	56
1	訪問系サービス	56
2	日中活動系サービス	58
3	居住系サービス	63
4	相談支援	65
第7章	地域生活支援事業の見込み	66
1	必須事業	66
2	任意事業	69

だい ぶ けいかく すいしん む
第3部 計画の推進に向けて

だい しょう けいかく すいしん む	第8章 計画の推進に向けて	71
1	しんこう かんり たいせい かくりつ 進行管理体制の確立	71
2	けいかく てんけん ひょうか ほうさく 計画の点検・評価の方策	71
3	けいかく ぐげん か ほうさく 計画の具現化の方策	72
4	ふ きんりん しろ など こういき れんけい ほうさく 府・近隣市町等との広域連携の方策	72

しりょう へん
資料編

1	せい かちょう しょうがい しゃきほん けいかく さくてい いんかい せつち じょうれい 精華町障害者基本計画策定委員会設置条例	73
2	へいせい ねんど しょうがい しゃきほん けいかく さくてい いんかい いんめい ぼ 平成23年度障害者基本計画策定委員会委員名簿	75
3	せい かちょう しょうがい しゃきほん けいかく さくてい いんかい かいさい じこう 精華町障害者基本計画策定委員会開催事項	76
4	せい かちょう しょうがい しゃきほん けいかく さくてい 精華町障害者基本計画の策定について（諮問）	77
5	せい かちょう だい じ しょうがい しゃきほん けいかく だい さん しょうがい ふくし けいかく 精華町第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画について（答申）	78

だい 第 1 部 ぶ

せいかちょうだい じしょうがいしゃきほんけいかく
精華町第2次障害者基本計画

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

〔1〕計画策定の背景

国では、平成21年（2009年）12月に「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で「障がい者制度改革推進会議」を開催し障害者制度改革に向けた検討が行われています。平成22年（2010年）6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、また平成22年（2010年）12月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進会議に提出され、第一次意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。この閣議決定では、「障害者自立支援法」に替わる「（仮称）障害者総合福祉法」について平成25年（2013年）8月までの実施をめざすこととしています。

また、平成23年（2011年）6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法、平成24年（2012年）10月施行）が可決成立し、障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、「障害者虐待防止センター」の設置を求めています。

その後、平成23年（2011年）8月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害を理由とした差別の禁止などが明文化されています。

〔2〕本町の計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成14年度に平成23年度までの計画期間とする「精華町障害者基本計画」を策定し、「完全参加と平等」、「エンパワーメント」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策を推進しています。

障害者基本計画による総合的な障害者施策を推進する一方で、国においては、平成18年に「障害者自立支援法」が導入され、この法律を踏まえ、本町では平成19年3月に「精華町障害者基本計画（平成18年度改訂版）・精華

ちょうしょうがいふくしけいかく だい き へいせい ねんど へいせい ねん がつ だい き せい かい ちょう
町 障害福祉計画（第1期：平成18～20年度）」を、平成21年3月に「第2期精華町
しょうがいふくしけいかく へいせい ねんど さくてい
障害福祉計画（平成21～23年度）」を策定しました。

これまで両計画の推進を通して、障害のある人、障害のある子どもが自立し
た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者基本計画においては、
総合的な理念と方向性を明確にし、障害福祉計画においては、必要な障害福祉サ
ービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤
整備に努めています。

国の障害者制度改革が流動的な状況の中、本町の障害のある人ができるだ
け住み慣れた地域で住み続けられるよう、また、いきいきと自分らしく地域生活を
送ることができるよう、引き続き、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援
事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため、新たな「精華町障害者基本計画」を見直すとともに「第3期精華町
しょうがいふくしけいかく へいせい ねんど くに せい どの かい かく どう こう ちゅう し だい
障害福祉計画（平成24～26年度）」では、国の制度改革の動向を注視しながら、第
1期及び第2期計画での成果や課題を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制を
一層充実するため、平成26年度における数値目標及び障害福祉サービス見込み
量を改めて設定し策定するものです。

なお、今後予定されている「(仮称)障害者総合福祉法」の制定など、本計画の
根拠となる関係法の動向に合わせ見直しを実施する一方、先般改正・施行された
「障害者基本法」の考え方を踏まえ引き続き障害者に関する施策を推進します。

2 計画の位置づけ及び性格

〔1〕計画の位置づけ

精華町障害者基本計画は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を
定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のた
めの指針（基本計画）となるものです。本計画は、障害者基本法に基づき策定さ
れた、国の「障害者基本計画」及び京都府の「障害者基本計画 後期重点計画」
（平成22～26年度）と整合を図ることとします。

精華町障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画とし、基本理念を実現す
るための具体的な実施計画と位置づけられます。

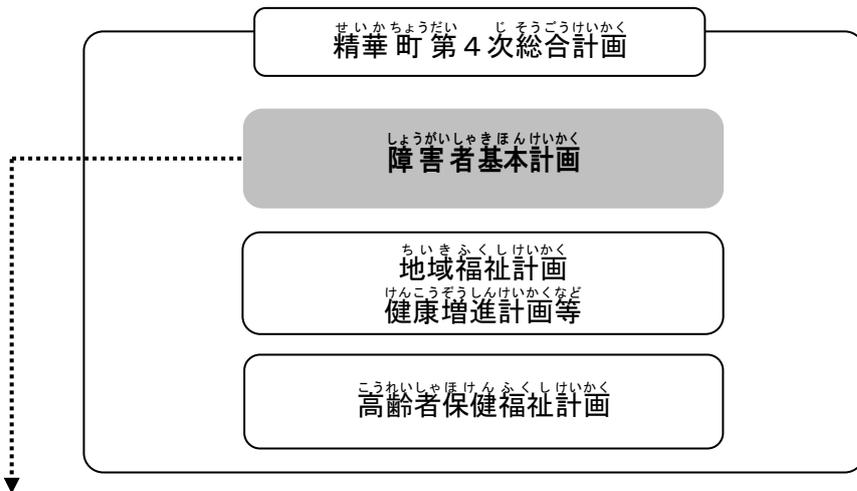
また、両計画は、本町のまちづくりの上位計画である「精華町第4次総合
計画」の部門別計画として、障害のある人の総合的な施策について目標を
掲げることにより、計画の推進を図るものです。

〔2〕 計画の性格

精華町障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画です。

精華町障害福祉計画は、「精華町地域福祉計画」「精華町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。

【計画の位置づけ】



【「精華町障害者基本計画」と「精華町障害福祉計画」との関係】

精華町障害者基本計画

- 障害者基本法(第11条第3項)に基づく、障害者施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)

精華町障害福祉計画

- 障害者自立支援法(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 計画の期間

精華町障害者基本計画の計画期間は、平成24年度からおおむね10年間とし、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、第3期精華町障害福祉計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害のある人やその家族、障害福祉関係者、学識経験者、町民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めます。

〔1〕障害者の現状を把握するための実態調査の実施

障害者の地域生活や一般就労の促進などに向け、障害のある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成22年度アンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

〔2〕精華町障害者基本計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障害当事者やその家族、障害福祉関係者、学識経験者、住民の参画を求め、精華町障害者基本計画策定委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めてきました。

〔3〕精華町地域障害者自立支援協議会の開催

地域自立支援協議会（全体会及び各部会）は、計画の進行管理組織として位置づけられ、精神障害者部会、就労支援部会、住民参加部会、権利擁護部会、発達支援部会の各部会から、地域や当事者の現状に対してより具体的な課題把握・協議・検討を進め、計画策定に反映しました。

〔4〕住民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、住民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、上記〔1〕の町民等に対する調査に加え、当事者・関係団体等のヒアリングや計画に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「精華町らしい障害者の社会参加の促進『完全参加と平等』」、「障害者の活動の活性化とまちづくりへの参加『エンパワメント』」、「ノーマライゼーションへの挑戦『生活環境におけるバリアフリー』」、「周辺市町村との連携による生活や自立の支援『リハビリテーション』」というものです。
本計画は、引き続き、上記の基本理念のもとに推進するものとします。

「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまち 精華町」

2 基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者自立支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

〔1〕 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度に関わりなく、障害のある人自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障害者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します。

〔2〕 バランスのとれた障害者福祉サービスの提供体制の充実

障害者自立支援法により、障害福祉サービスは、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化し、共通のサービスが提供される仕組みに統一されました。今後、障害の種別や地域などにより提供されるサービスに格差が生じないように、障害者のニーズを踏まえバランスのとれたサービス提供体制の充実を図ります。

〔3〕 地域生活支援や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の充実に一層取り組むとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルな支援の提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を引き続き推進します。

3 基本目標

〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障害者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な力を培うための教育が重要です。障害のある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

- ① 障害の早期発見・早期療育
- ② 保育・教育の充実
- ③ 発達障害などの理解と支援の充実
- ④ 放課後活動等の充実
- ⑤ 自立と社会参加のための支援

〔2〕生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で暮らしていく要素の一つとして、就労は非常に大切です。障害のある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への参加を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練など、障害者一人ひとりの状況に合わせた、多様な支援が行えるよう体制整備に努めます。

- ① 働く場の確保
- ② 関係機関の連携と多様な就労機会の創出
- ③ 生きがいづくりの促進

〔3〕すこやかなくらしのために

障害者の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

また、介護保険制度やそのサービス利用との調整や連携も必要です。

そのため、障害のある人に対して、適切な保健サービス・医療サービス・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図ります。

- ① 保健・医療サービスの充実
- ② 生涯にわたる障害の早期発見と早期対応

〔4〕 自立した生活をおくるために

障害者の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など、本町では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの育成にも力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実や障害者の生きがいをづくりを支援し、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

- ① 総合的な生活支援体制の整備
- ② 外出支援の充実
- ③ 通所サービス事業の充実
- ④ 公正適正なサービス提供の確保
- ⑤ 支援の担い手の確保
- ⑥ 権利擁護体制の推進
- ⑦ 障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援
- ⑧ 社会参加の基盤づくりと情報保障の充実

〔5〕 安全で快適なくらしのために

安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することは、障害者だけでなく、すべての住民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考案のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努めるとともに、災害時要配慮者への情報伝達・避難システムの積極的な活用を推進します。

- ① 社会参加を支える福祉のまちづくりの推進
- ② 生活の場の確保
- ③ 防災・防犯対策の推進

〔6〕 共感しあえる地域づくりのために

障害者の「完全参加と平等」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図り、障害者に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

- ① 福祉交流の推進
- ② 交流・ふれあいの機会づくり
- ③ スポーツ・レクリエーションの機会づくり

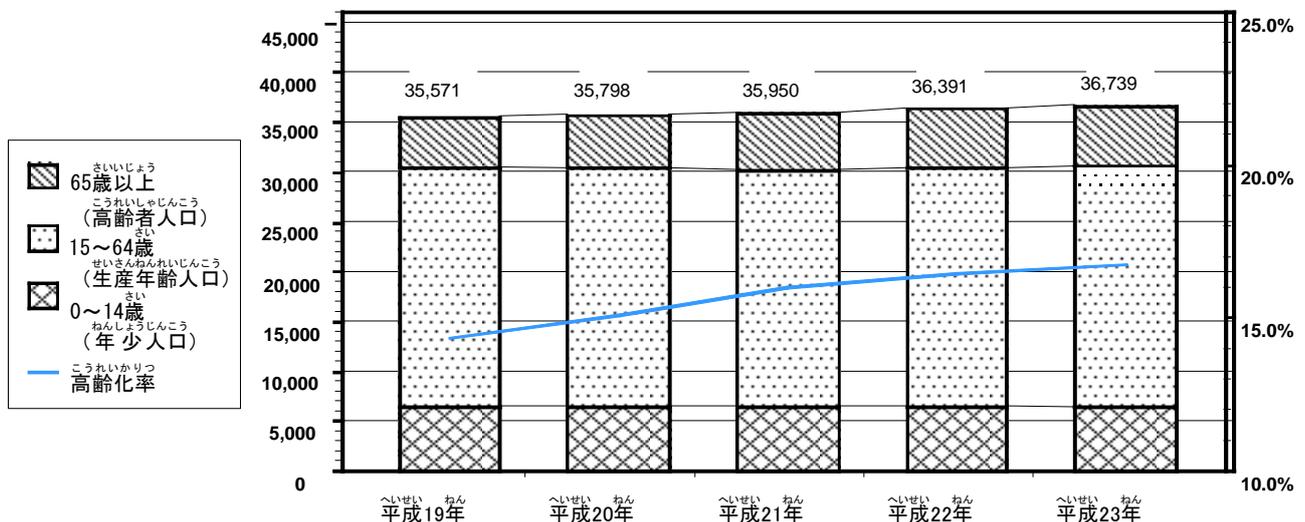
第3章 本町の障害者を取り巻く状況

1 人口の動向

本町の総人口は、増加傾向で推移しており、平成23年には36,739人となっています。

年齢3区分で見ると、高齢者人口が増加しており、平成19年には高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）が14.4%でしたが、平成23年には16.7%と、この5年間で2.3ポイント上昇しています。一方で、年少人口は微減傾向にあります。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



項目	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
総人口	35,571人 100.0%	35,798人 100.0%	35,950人 100.0%	36,391人 100.0%	36,739人 100.0%
0~14歳 (年少人口)	6,552人 18.4%	6,494人 18.1%	6,500人 18.1%	6,481人 17.8%	6,461人 17.6%
15~64歳 (生産年齢人口)	23,908人 67.2%	23,884人 66.7%	23,690人 65.9%	23,914人 65.7%	24,133人 65.7%
65歳以上 (高齢者人口)	5,111人 14.4%	5,420人 15.1%	5,760人 16.0%	5,996人 16.5%	6,145人 16.7%

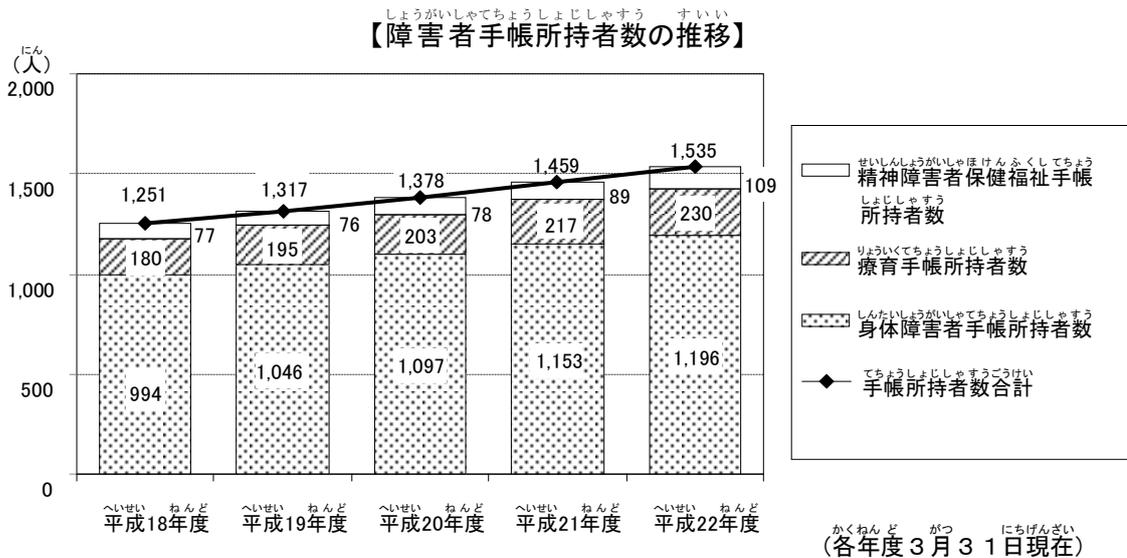
資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

※表の下段は総人口に対する構成比

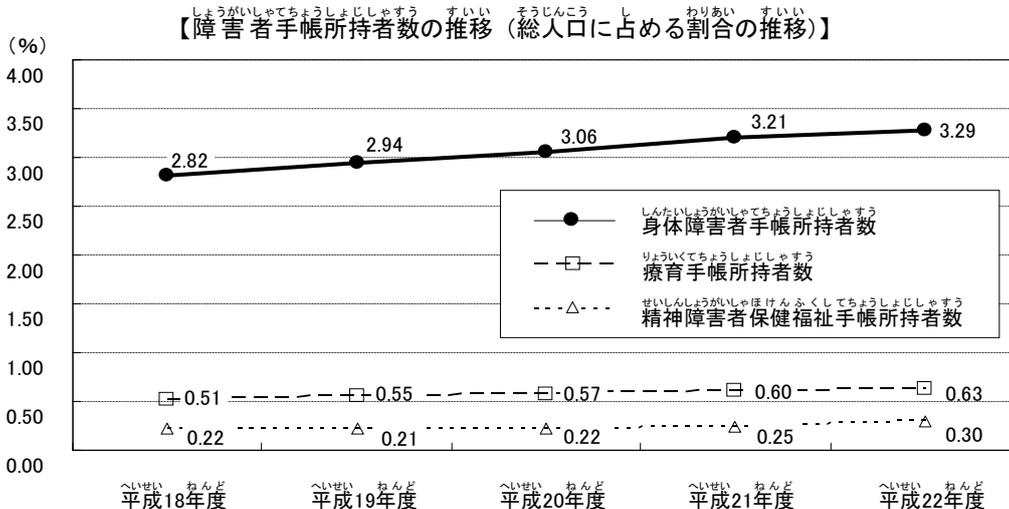
2 障害者の状況

〔1〕障害者の推移

身体障害者・知的障害者・精神障害者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、平成22年度は身体障害者手帳が1,196人、療育手帳が230人、精神障害者保健福祉手帳が109人となっています。平成18年度と比較すると、身体障害者手帳は1.20倍(202人増)、療育手帳は1.28倍(50人増)、精神障害者保健福祉手帳は1.42倍(32人増)となっており、それぞれ増加しています。



総人口に占める各障害者の割合の推移をみると、いずれの手帳所持者の割合も上昇傾向にあります。特に身体障害者手帳は平成18年度の2.82%から平成22年度は3.29%と0.47ポイント上昇し、知的障害者及び精神障害者に比べ手帳所持者の伸び幅は大きくなっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録

※算出に用いた各手帳所持者数は前掲のグラフと同様

〔2〕 障害別・等級別障害者の状況

(1) 身体障害者

① 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、18歳以上は年々増加傾向にあり、平成18年度の975人に比べ、平成22年度は1,174人で、20.4%の上昇となっています。一方、18歳未満は横ばい状態となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	19	24	23	24	22
18～64歳	338	352	351	360	388
65歳以上	637	670	723	769	786
合計	994	1046	1097	1153	1196

(各年度3月31日現在)

② 身体障害者手帳所持者の等級別構成

等級別構成をみると、4級が最も多く、次いで1級、3級の順で多い状態で推移しています。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	264	269	284	295	302
2級	131	145	151	159	161
3級	176	178	187	196	212
4級	282	306	321	350	367
5級	74	78	85	79	81
6級	67	70	69	74	73
合計	994	1046	1097	1153	1196

(各年度3月31日現在)

③ 身体障害者手帳所持者の障害種類別構成

障害の種類別構成をみると、肢体不自由の割合がいずれの年度も最も高く、次いで内部障害が高くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別構成の推移】

(単位:人)

	全 体	視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
平成18年度	994	59	95	14	527	299
平成19年度	1046	64	97	16	547	322
平成20年度	1097	65	100	17	570	345
平成21年度	1153	64	109	17	597	366
平成22年度	1196	62	102	19	612	401

(各年度3月31日現在)

④ 身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布

身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布をみると、視覚障害は2級、聴覚障害・平衡機能は6級、音声・言語機能障害は3級、肢体不自由と内部障害は4級が最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布】

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	17	20	4	4	11	6	62
聴覚・平衡機能障害	6	22	18	15	2	39	102
音声・言語機能障害	0	3	11	5	0	0	19
肢体不自由	118	113	106	179	68	28	612
内部障害	161	3	73	164	0	0	401
合 計	302	161	212	367	81	73	1196

(平成23年3月31日現在)

(2) 知的障害者

① 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は年々増加し、平成22年度は18歳未満が91人、18歳以上が139人で、計230人となっています。平成18年度に比べ50人増、1.28倍の伸びとなっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	54	62	70	78	91
18～64歳	116	122	123	129	129
65歳以上	10	11	10	10	10
合計	180	195	203	217	230

(各年度3月31日現在)

② 療育手帳所持者の障害程度別構成

障害の程度別構成をみると、平成22年度はA(重度)が102人、B(中・軽度)が128人となっています。平成18年度と比べると、Aが12人増、Bが38人増となっています。

【療育手帳所持者の障害程度別構成の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A	90	99	97	100	102
B	90	96	106	117	128
合計	180	195	203	217	230

(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成22年度で109人となっています。平成18年度に比べ44人増、1.68倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	65	71	78	89	109

(各年度3月31日現在)

②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

手帳所持者の等級別構成は、各年度とも2級が最も多くなっており、平成22年度は62人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成者の等級別構成の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	11	12	12	13	14
2級	31	35	42	50	62
3級	23	24	24	26	33
合計	65	71	78	89	109

(各年度3月31日現在)

〔3〕 障害程度区分認定者

障害程度区分

障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能

障害程度区分認定者は年々増加し、平成22年度は112人で、平成20年度に比べ1.15倍に増加（15人増）しています。区分内訳では、「区分6」が37人で最も多く、33.0%を占めています。これに次いで「区分5」、「区分3」が20.5%（23人）となっています。

【障害程度区分認定者数（全体）の推移】

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
区分6	24	34	37
区分5	18	24	23
区分4	21	18	19
区分3	23	19	23
区分2	11	8	9
区分1	0	1	1
非該当	0	0	0
合計	97	104	112

（各年度3月31日現在）

主な障害種別で障害程度区分認定者数をみると、知的障害者の認定者数が84人で最も多くなっています。内訳をみると、身体障害者は「区分6」が9人で最も多く、知的障害者も「区分6」（28人）が多くなっています。精神障害者は「区分2」（3人）が多くなっています。

【障害程度区分認定者数（主たる障害種別）の推移】

（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
区分6	9	28	0	37
区分5	3	19	1	23
区分4	3	15	1	19
区分3	5	16	2	23
区分2	0	6	3	9
区分1	0	0	1	1
合計	20	84	8	112

（各年度3月31日現在）

〔4〕 サービス支給決定及び受給の状況

第2期計画期間におけるサービス支給決定の状況をみると、平成21年に142人だった支給決定者数が平成23年には174人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人（受給者）は平成23年で148人となっており、2年間で27人（22.3%）増加しています。支給決定者数に対する割合（受給率）は平成23年が85.1%となっています。

障害別にみると、平成23年10月現在、支給決定者、受給者、受給率とも知的障害者が最も多く、次いで障害児、身体障害者、精神障害者の順となっています。

【支給決定者数の推移】（各年10月現在）（単位：人）

		平成21年	平成22年	平成23年
全体	支給決定	142	153	174
	受給者	121	129	148
身体障害者	支給決定	17	19	26
	受給者	13	16	23
知的障害者	支給決定	85	88	94
	受給者	82	86	93
精神障害者	支給決定	12	11	18
	受給者	7	5	9
障害児	支給決定	28	35	36
	受給者	19	22	23

【受給者の障害程度区分】（平成23年10月現在）（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全体	区分なし	合計
全体	1	11	25	22	24	39	122	52	174
身体障害者	0	1	7	4	4	10	26	0	26
知的障害者	0	6	17	17	19	29	88	6	94
精神障害者	1	4	1	1	1	0	8	10	18
障害児	0	0	0	0	0	0	0	36	36

※「区分なし」は、旧体系サービス利用者、障害児、同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労系サービス、グループホーム）利用者です。

3 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 訪問系サービス

平成23年10月における訪問系サービス利用者は46人で、そのうち居宅介護が38人、行動援護が8人となっています。

【訪問系サービスの利用状況】(各年10月現在)

(単位：人/月、時間/月)

		平成21年	平成22年	平成23年
全 体	人数	48	41	46
	時間	407	499	496
居宅介護	人数	43	32	38
	時間	335	424	392.5
重度訪問介護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
行動援護	人数	5	9	8
	時間	72	75	103.5
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	人数			0
	時間			0

(2) 日中活動系サービス

平成23年10月における日中活動系サービス利用者は161人で、利用日数は2,217日となっています。そのうち、生活介護(92人、1,728人日)が最も多く、約8割を占めています。

【日中活動系サービスの利用状況】(各年10月現在)

(単位：人/月、日/月)

		平成21年	平成22年	平成23年
全 体	人数	113	137	161
	日数	1754	1962	2217
生活介護	人数	74	80	92
	日数	1484	1565	1728
自立訓練 (機能訓練)	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人数	1	0	0
	日数	21	0	0
就労移行支援	人数	3	2	4
	日数	57	21	63

		平成21年	平成22年	平成23年
就労継続支援 A型	人数	2	6	6
	日数	43	118	116
就労継続支援 B型	人数	2	4	5
	日数	37	67	85
療養介護	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
児童デイ	人数	17	19	24
	日数	54	63	87
短期入所	人数	14	25	29
	日数	58	109	118
旧体系	身体通所	人数	0	0
		日数	0	0
	知的通所	人数	0	1
		日数	0	19

(3) 居住系サービス

平成23年10月における居住系サービス利用者は31人で、利用日数は955日と
なっています。

入所施設から一定の数の地域移行はありますが、あらたな施設入所支援
利用者数が増加傾向にあり、施設入所支援利用者の減少は進んでいない
状況です。

ケアホームについては、平成23年10月現在、13人の利用があります。

【居住系サービスの利用状況】(各年10月現在)

(単位：人/月、日/月)

		平成21年	平成22年	平成23年
全 体	人数	30	29	31
	日数	886	882	955
施設入所支援	人数	15	16	18
	日数	454	482	552
グループホーム	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
ケアホーム	人数	12	12	13
	日数	365	369	403
旧体系	旧身体 入所	人数	1	0
		日数	31	0
	旧知的入所	人数	2	1
		日数	36	31

4 地域生活支援事業の進捗状況

(1) 必須事業

相談支援事業については、障害者相談支援事業を実施しています。
 コミュニケーション支援事業では、手話通訳者派遣事業を行っています。
 地域活動支援センターは、I型を1か所で実施しています。

事業		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
障害者相談支援事業	—	—	—	—
地域自立支援協議会	実施か所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施か所	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	実施か所	0	0	0
コミュニケーション支援事業	—	—	—	—
手話通訳者派遣事業	利用者数	4	4	6
日常生活用具給付等事業	延べ件数	59	79	84
介護訓練支援用具	延べ件数	0	3	4
自立生活支援用具	延べ件数	6	5	6
在宅療養等支援用具	延べ件数	4	3	4
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	8	9
排せつ管理支援用具	延べ件数	46	60	61
住宅改修費	延べ件数	0	0	0
移動支援事業	利用者数	87	85	96
	延べ時間	10539.5	10087	11511
地域活動支援センター	—	1	1	1
I型	実施か所	1	1	1
II型	実施か所	0	0	0
III型	実施か所	0	0	0

※地域活動支援センター I 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施することが必要です。また、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることが条件です。職員は基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とします。利用者数は1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であらねばなりません。

※地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。職員は、基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とし、利用者数は、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが必要です。

※地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等によって、適所での援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要です。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも必要です。職員については、基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤としますが、基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者となっております。利用者数等については、一日あたりの実利用人員が概ね10名以上でなければなりません。

(2) 任意事業

本町における任意事業は、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業の各事業を実施しています。

		ねんかん (年間)		
		へいせい ねんど 平成21年度	へいせい ねんど 平成22年度	へいせい ねんど 平成23年度 (見込み)
ふくし じぎょう 福祉ホーム事業	じっし しよ 実施か所	0	1	1
	じつにんずう 実人数	0	1	1
ほうもんにゆうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業	じつにんずう 実人数	0	0	0
	の かいすう 延べ回数	0	0	0
こうせい くんれん ひきゆう ふじぎょう 更生訓練費給付事業	きゆう ふじぎょう 給付者数	0	0	0
にっちゅういちじ えんじぎょう 日中一時支援事業	じつにんずう 実人数	59	68	72
	の かいすう 延べ回数	1881	2217	2215
しゃかいさん かそくしんじぎょう 社会参加促進事業		—		
きょうしつかいさいなど スポーツ・レクリエーション教室開催等 じぎょう 事業	じっし かいすう 実施回数	0	1	1
	さんか にんずう 参加人数	0	400	400
じどうしやうんでんめんきよとく かいぞうひよせい 自動車運転免許取得・改造費助成	けんすう 件数	1	0	0
ふくし りやうじよせいきん 福祉タクシー利用助成金	けんすう 件数	460	485	500

第4章 基本目標別の施策内容

1 ともに育ち、ともに学ぶために

(1) 障害の早期発見・早期療育

<現状と課題>

障害児の療育については、児童デイサービスや京都府の障害児通園事業等を実施しており、関係機関との連携による相談事業を行い保護者の活動を支援しています。

平成23年に実施したアンケート調査結果では、児童デイサービスの利用意向が高く、療育の機会の確保からも対応が求められています。

障害児の支援には、まず早期の対応が重要であり、乳幼児健診や訪問、相談等を通じた取り組みの充実が必要となります。

<施策の方向>

発達上の支援を必要とする子どもに対して、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、保護者が問題を一人で抱え込むことなく、早期に対応できることをめざして、乳幼児健診での早期発見の体制を整えます。特に、乳児期は発達障害の有無が問題になるよりは、育児上の困難さや子育て支援のニーズが高く、この時期の保護者の不安に答える健診をめざします。

また、健診後に発達相談や育児相談で保護者の不安に答え、子どもと保護者のニーズに応じて、発達支援療育事業の利用等を進め、関係機関との連携を密にし安心感が持てるような支援や対応をめざします。

① 母子保健事業の推進

乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児健診で把握された障害児及び発達障害児、発達上の支援を必要とする子どもやその保護者に対して、早期対応につながるよう、きめ細やかな相談や訪問に努めます。

また、未就園児や専門的療育事業等の利用対象児以外にも、言葉や社会性の発達を伸ばしていくためのフォロー教室を実施し、その両親や家族に対する相談支援の充実を図ります。

② 早期療育体制の充実

乳幼児への早期療育体制を充実するため、障害児や発達上の支援を必要とする子どもの人数に対応していけるように、事業内容の充実等について検討していきます。

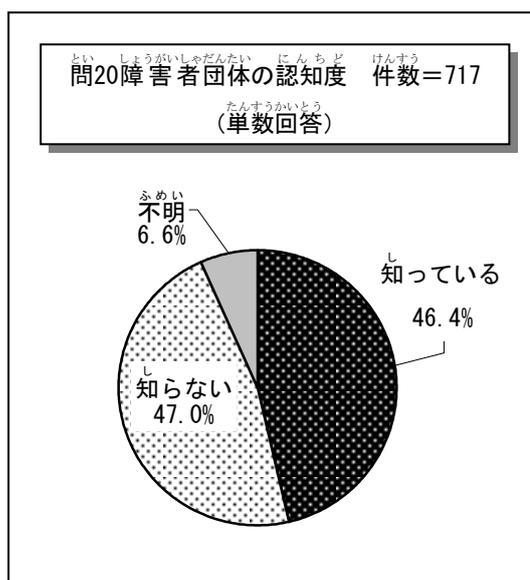
また、児童デイサービス事業は、昨年の基礎調査でも利用意向が最も高い

事業であることから、町内での事業所の確保に努め、町外の近隣事業所の利用を促進することとします。

(2) 保育・教育の充実

<現状と課題>

障害児の教育面では、特別支援学校と地域の学校との連携が図られています。小学生の放課後対策としては放課後児童クラブの利用の受け入れが実施されていますが、中学生・高校生向けの放課後対策が求められています。



児童・生徒の成長に伴い、自立した生活をしていくには、社会参加に適応するための交流機会づくりが課題となります。そのためには、障害者団体を活用するために、まずはその存在や活動内容を知ってもらうことが必要となります。アンケート調査では、障害者団体の認知度が10年前に比べて低下しています。早い段階から団体の認知・理解を促し、社会参加の機会を広げることが重要となります。

表 障害者団体の認知度 (単位: %)

	全体	知っている	知らない	不明
H22調査	100.0	46.4	47.0	6.6
H13調査	100.0	55.4	33.4	11.2

<施策の方向>

障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をめざすため、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行う必要があります。このため、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育のニーズに応じて、適切な教育的支援を行う体制づくりに努めます。また、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中で共に育つことができるように、保育・療育・教育等の内容を充実していきます。

① 保育所、幼稚園での障害児保育・教育の充実

○ 早期発見・早期対応の充実

低年齢から保育所に入所する障害児及び発達上の支援を必要としている子どもに対する障害児保育の充実を図り、関係機関との連携により早期対応に努めます。また、保育所においても、障害児及び発達上の支援を必要としている子どもの早期発見に努めます。

○ 巡回相談事業の充実

子育て発達支援センターが実施している、保育所巡回相談事業を継続し、一層の充実を図ります。保育所巡回相談事業においては、保育の実施の必要に応じて対応できるよう、専門スタッフ（心理士、保健師、保育士）による相談・助言の内容充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。

○ 障害児保育の充実に向けた研修の充実

保育所・幼稚園において障害への対応を学ぶ研修や実際の事例から学ぶ研修を継続して実施します。そして、町全体として障害児保育の内容を高め、質の維持向上をめざし、職員研修の充実を図ります。特別な支援を必要とする幼児への指導が入園前、就学後も継続していけるように、関係機関や小学校等との連携に努めます。

② 教育相談の充実

学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障害の状況を把握し、将来にわたる見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。さらに、支援ファイル等も適宜活用しながら、就学時の支援強化を図っていきます。

③ 特別支援教育の推進

障害等に配慮しながら、子どもたちが暮らしの中で、自分らしさや良さが発揮できるよう環境や指導のあり方を工夫し、一人ひとりに応じた学校生活の充実を図ります。保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校や、関係機関との連携、発達支援専門員巡回相談等も活用し、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた個別の指導計画の作成とその活用を図り、指導方法の工夫・改善に努めます。さらに、特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導校との連携した指導に努めます。

④ 進路指導の充実

一人ひとりの生き方の指導、日常の教育活動の集大成として、全校的な指導体制のもとに進路指導を推進します。また、生涯を見通した進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援します。

⑤ 職員研修の充実

特別支援教育の充実にもない、保育所・幼稚園、小学校、中学校における障害・発達障害のある子どもなどへの教育を推進するため、教職員の研修や勉強会を行います。また、普通学級や特別学級における障害のある子どもの教育、療育について、教職員への福祉教育等を行い、障害のある子どもへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

(3) 発達障害などの理解と支援の充実

<現状と課題>

近年、発達障害などに関する正しい理解のためのシンポジウムやフォーラム等が開催されています。また、自立支援協議会では平成23年度に発達支援部会が設立され、発達障害への対応など連続的な支援への対応検討を行っています。

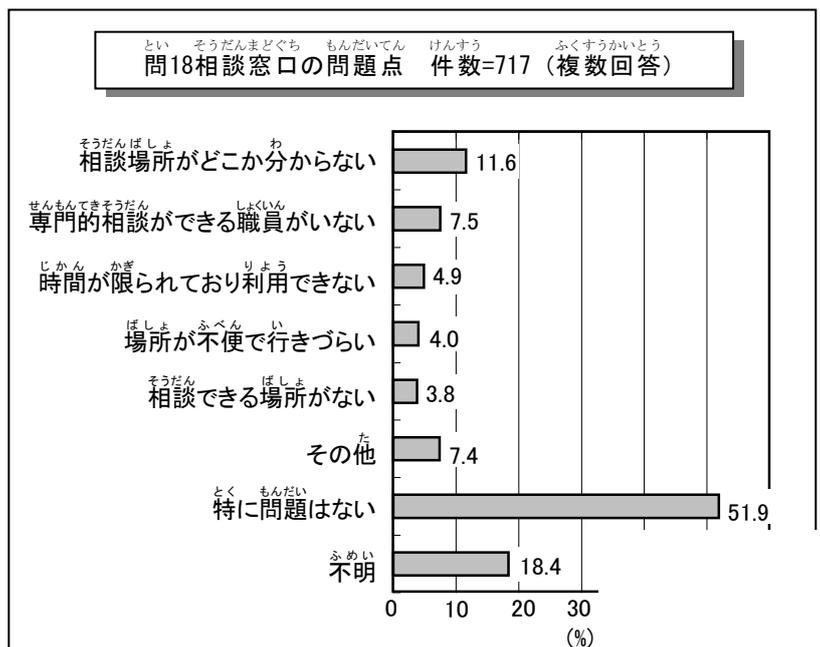
アンケート結果では、相談窓口の問題点として、「相談場所がどこか分からない」、「専門的相談ができる職員がいない」といった回答がみられています。

京都府や近隣の自治体の発達障害に関する取り組みを参考に、本町においても相談支援を充実させる取り組みが求められています。

<施策の方向>

発達障害についての理解を広げるための正しい啓発活動を行い、相談体制づくりを充実していきます。

関係機関の連携を図り、相談しやすい窓口での対応を図り、情報提供を行うとともに、必要な支援を行います。



●障害者団体ヒアリング結果(行政への提言)

- ・特別支援教育における「支援学校」と「町立小中学校」の専門性の差が大きい。
- ・町立の小学校(支援学級および通常学級)に通う発達障害児が安心して過ごせる放課後児童クラブの環境づくりが必要である。

●サービス提供事業者ヒアリング結果(発達障害に関する取り組み)

- ・幼児期から学齢期にまたがるライフステージ支援、相談機関の存在が必要である。

①支援の必要な子どもへの対応

育児上の支援が必要である子どもやその保護者のニーズを踏まえて、保護者が相談により子どもの発達に見通しが持て、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。

②発達相談事業

発達障害のある子どもや発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、町の福祉課、教育委員会、相談支援専門員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図っていきます。さらに、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障害児(者)に関する相談窓口となる機能、システムを、関係機関と連携しながら充実を図ります。

③発達障害の理解の促進

発達障害のある子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研究・研修を行います。
また、周囲の理解が得られるよう、発達障害に関する啓発に努めます。

④関係機関等の連携と協働

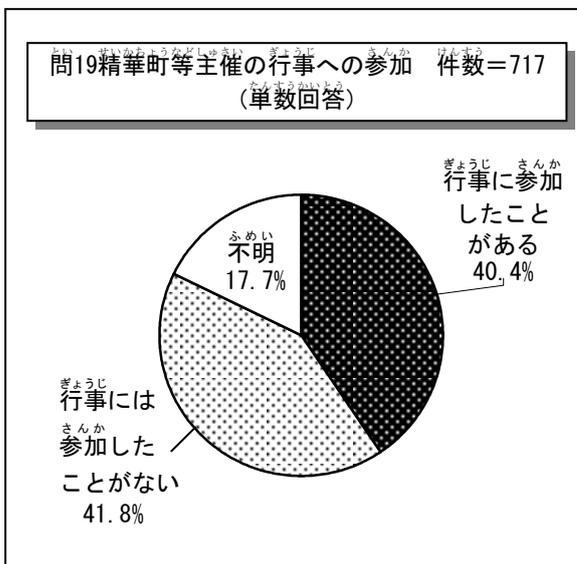
発達障害の早期発見と早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため、教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。
また、個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成を図るため、母子保健事業、障害者福祉、教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。

(4) 放課後活動等の充実

<現状と課題>

児童・生徒の放課後の居場所確保については、放課後児童クラブにより実施されていますが、中学生・高校生の居場所の確保が課題となっています。

普段からの日常的な活動拠点を確保し活用してもらうためにも、行事等への参加経験や参加意向を拡げることが効果的であると考えられます。交流やふれあいの場への参加意欲を醸成することが、日々の過ごし方に寄与することとなり得ます。



アンケート結果をみると、精華町主催の行事への参加状況は低下しています。参加率を向上させることが、ひいては活動的な日常生活への期待度を高め充実した放課後活動への意欲醸成につながるものと考えられます。またサービス提供者へのヒアリングからは、児童の放課後活動および「中期教育～後期教育」の問題が指摘され、放課後の「療育活動」について専門性にばらつきがあるため、個別ニーズに合った受け入れや調整が必要とされています。

表 精華町等主催の行事への参加 (単位：%)

	全体	行事に参加したことがある	行事には参加していない	不明
H22調査	100.0	40.4	41.8	17.7
H13調査	100.0	57.7	32.3	9.9

＜施策の方向＞

障害のある子どもが放課後あるいは、夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるように支援するために学校の校庭や教室等に、安全にかつ安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を確保し、障害のある子どもたちに対してさまざまな体験活動の場や機会が提供できるように努めます。

①放課後、学校長期休暇期間中の生活の充実

学齢期にある障害児の放課後や学校長期休暇期間中の生活の充実を図るために、レクリエーション事業やNPO団体のサークル活動等の充実も図りながら、放課後等デイサービス事業所を増やし、より身近な地域で利用しやすくします。また、障害児の放課後や学校長期休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。

②放課後等デイサービス事業の活用

平成24年4月から制度化される、放課後等デイサービス事業の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。また、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする、地域支援事業の日中一時支援事業の活用、連携の充実も図っていきます。

(5) 自立と社会参加のための支援

<現状と課題>

アンケート結果によると、障害者の就学・就労状況は、図表のとおりとなっています。平成13年度調査に比べて、何らかの仕事に就いている人の比率が低下しています。就学から就労に向けて、将来的に自立した生活をおくるため、また、社会参加を促進するための支援が求められます。

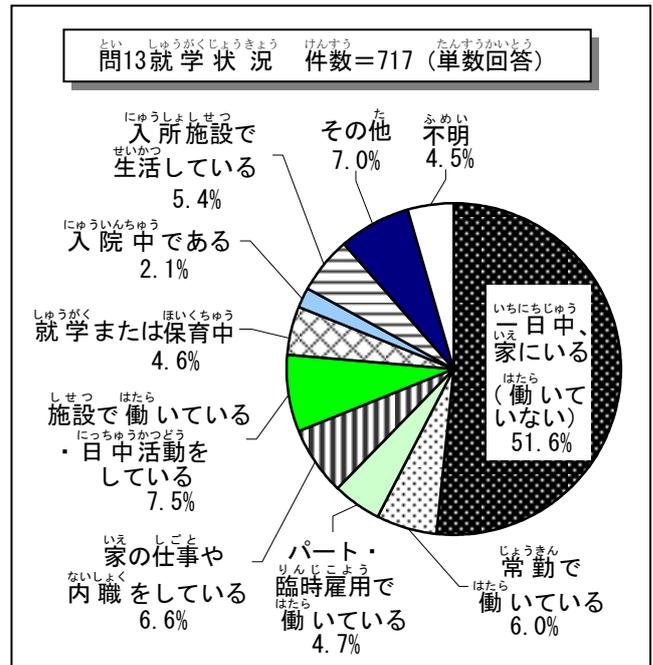


表 就学・就労状況

(単位：%)

	全体	一日中、家にいる(働いていない)	常勤で働いている	パート・臨時雇用で働いている	家の仕事や内職をしている	施設で働いている・日中活動をしている	就学または保育中	入院中である	入所施設で生活している	その他	不明
H22調査	100.0	51.6	6.0	4.7	6.6	7.5	4.6	2.1	5.4	7.0	4.5
H13調査	100.0	40.9	9.9	3.5	9.0	7.3	5.0	1.7	2.4	8.7	11.7

●就労や趣味等に関する様々な事例および提言(サービス提供事業者ヒアリングから)

- ・障害のある人の趣味を拡げるためには、移動支援事業所などとの連携が必要。
- ・利用者の需要に応える学習や作業を行っているが、パソコンは台数不足。
- ・一般就労希望者には就労支援事業所の斡旋をしているサービス事業者もあれば、一般就労にこだわることなく多様な働く場を準備し提供するための体験や見学を行っている事業者もある。
- ・相談支援センターとしての就労支援は就業・生活支援センターや就労移行事業所との連携を基本としている。趣味に関することはガイドヘルプを中心に組み立てている。

<施策の方向>

障害のある児童が、できる限り身近な環境で適切な療育を受けられるように、在宅生活の支援の充実に努めます。また、障害のある子ども一人ひとりに応じた生涯にわたって支援できるよう、相談窓口の充実、就業支援活動の支援などに努めます。

①進路指導體制の充実

生涯を見通した進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援することはとても重要です。障害者就業・生活支援センター・特別支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を行います。

また、進路指導、職業体験など、早期からの就労支援を行うなど、障害のある子どもの将来の選択の幅を広げ、職業的自立を促す指導に努めます。

②一貫した相談体制の連携

障害のある子ども一人ひとりの成長に応じて一貫した相談が行えるよう、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校などとの間で連携を図ります。

また、進路指導や就学時相談支援との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。

③支援ネットワークの構築

行政、福祉関係機関、教育、企業などが連携し、障害のある人の自立と就労の支援を進めるため、圏域でのネットワーク化を検討します。障害のある児童に、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。

2 生きがいを持って働くために

(1) 働く場の確保

<現状と課題>

アンケート調査結果から 20～50歳代の就学・就労状況についてみると、「常勤で働いている」、「パート・臨時雇用で働いている」、「家の仕事や内職をしている」を合わせて3割強の人が何らかの仕事をしています。

平成13年度調査に比べて、「施設で働いている・日中活動をしている」の比率が上昇しています。多様な働き方の可能性を探り、障害者のための雇用を確保していくことが課題となっています。

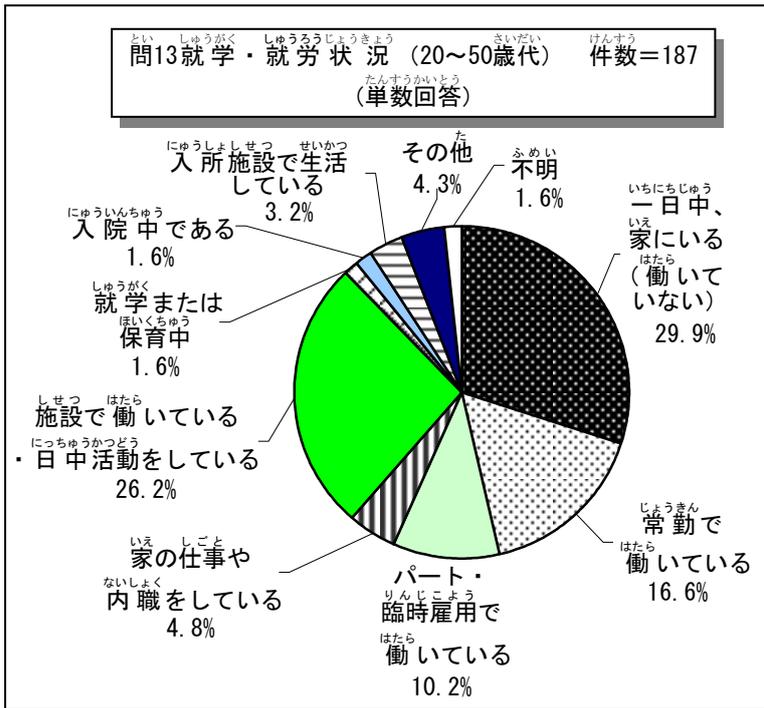


表 就学・就労状況 (20～50歳代の比較)

(単位：人、%)

	全体	一日中、家にいる (働いていない)	常勤で働いている	パート・臨時雇用で働いている	家の仕事や内職をしている	施設で働いている・日中活動をしている	就学または保育中	入院中である	入所施設で生活している	その他	不明
H22調査	187 100.0	56 29.9	31 16.6	19 10.2	9 4.8	49 26.2	3 1.6	3 1.6	6 3.2	8 4.3	3 1.6
H13調査	243 100.0	60 24.7	55 22.6	11 4.5	12 4.9	39 16.0	32 13.2	4 1.6	5 2.1	9 3.7	16 6.6

<施策の方向>

障害者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、障害のある人がその希望に応じて可能な限り働くことができるようにすることが重要です。

そのため、啓発活動や障害のある人に対する働く機会の拡大と働き続けられる支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

また、一般企業などで働くことが難しい障害のある人が、身近な地域で就労できるように、福祉的就労の場の充実を図ります。

① 障害者雇用の理解と啓発

障害者雇用率制度の周知をはかり、雇用率未達成企業の解消を促進します。

また、毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に進めます。

さらに、企業における障害のある人への理解と啓発を深めるための福祉教育・研修等の実施を支援します。

② 職親制度の普及・啓発

知的障害のある人が一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の周知に努めます。

③ 障害福祉サービスにおける支援の推進

障害のある人の社会参加や、豊かな日中活動を行うために必要なサービスの適切な利用支援を行うことにより多様な社会参加を推進します。

一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。

④ 福祉的就労の支援

福祉的就労施設等への通所に要する交通費の補助等を行う等、就労場所の選択肢の拡大を支援します。

また、産業や福祉、NPO法人等の関係団体と連携し、障害のある人が作製した製品のPR及び販売を支援します。

さらに、それぞれの就労場所に於いて、その風土や特徴を生かした仕事に取り組むため、地域との交流、連携を促進します。

(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出

<現状と課題>

アンケート調査結果を障害種別でみると、「何らかの仕事に就いている人（常勤、パート・臨時雇用、内職の合計）」の比率は、身体障害者が最も高くなっています。一方、「施設で働いている・日中活動をしている」では、知的障害者の比率が高くなっています。

前項でも述べたように、本町の傾向を把握し就労機会や日中活動の場を拡大するため、多様な形態を模索し提供していくための支援が必要となります。

表 就学・就労状況 (20～50歳代の比較) (単位：人、%)

	全体	一日中、家にいる(働いていない)	常勤で働いている	パート・臨時雇用で働いている	家の仕事や内職をしている	施設で働いている・日中活動をしている	就学または保育中	入院中である	入所施設で生活している	その他	不明
合計	187 100.0	56 29.9	31 16.6	19 10.2	9 4.8	49 26.2	3 1.6	3 1.6	6 3.2	8 4.3	3 1.6
身体障害者手帳	51 100.0	20 39.2	11 21.6	6 11.8	3 5.9	7 13.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.9	1 2.0
療育手帳	37 100.0	1 2.7	4 10.8	2 5.4	0 0.0	24 64.9	3 8.1	0 0.0	0 0.0	2 5.4	1 2.7
精神障害者保健福祉手帳	15 100.0	8 53.3	1 6.7	3 20.0	0 0.0	3 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
不明	90 100.0	27 30.0	15 16.7	8 8.9	6 6.7	21 23.3	0 0.0	3 3.3	6 6.7	3 3.3	1 1.1

●就労支援や趣味に関する取り組み例(サービス提供事業者ヒアリング結果から)

- ・自治体から受託している公園清掃や除草などの作業で「働く」ことを目的にした事業所として、挨拶や道具の手入れなどを徹底している。

- ・町内のボランティアサークルへの参加により、同年代同士での作業やボランティア活動の機会づくりを行っている。

- ・軽度の知的障害のある人たちの当事者活動を行い、休日の過ごし方など、横のつながりを作っている。

- ・京都府ゆめこうば支援事業(就労訓練支援事業)の実施に向けて、取り組んでいる。

- ・京都府ジョブカフェと連携してがんばっている人がいる。

<施策の方向>

地域資源を最大限に活用し、障害者、高齢者がともに協力し合い、助け合う新たな就労と雇用の芽を育てていきます。行政をはじめ支援事業所、民間企業等との連携を強化し、啓発活動や障害のある人に対する就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

①ハローワークとの連携

ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

また、企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び活用を促進し、障害のある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。

②障害者就業・生活支援センターの活用

障害者の就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターと関係機関との連携を強化します。

③職場への定着支援

職場適応援助者（ジョブコーチ）¹制度の周知、啓発を図ることにより、障害のある人の職場への定着を支援します。

④教育・福祉との連携体制

新たに各種学校を卒業する障害のある人や、障害福祉サービスによる就労支援を受けている人などに、就労の機会を広げるため、教育機関やサービス事業所、公共職業安定所等との連携を図ります。

⑤難病対策推進事業の保健所との連携

難病の人々やその家族の相談に応じるほか、専門の相談会の紹介や在宅福祉事業を実施します。また難病の人々の療養生活への支援を円滑に行うため、保健所との連携を進めていきます。

(3) 生きがいづくりの促進

<現状と課題>

働きがいや生きがいのように、主体的な行動にやりがいを持つことは、生きる上での大切な要素となります。活動状況や社会参加について、アンケート

¹ ジョブコーチ：職場適応援助者。障害者が職場に適応できるように、新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しては、職場適応に必要な助言を行う。

結果から、普段の一週間の外出頻度を参考にみると、約6割の人が一日おき程度で外出していることがわかります。さらに、障害種別にみると、知的障害者の外出頻度がやや多い傾向です。

通院・通所だけでなく趣味や就労等、障害者が何らかの目的で外出し、生きがいを持てるような支援が求められます。

ひょう がいしゅつひんど 表 外出頻度 (単位：%)

	ぜんたい 全体	ほぼまいにち ほぼ毎日	しゅうかい 週に3回 ぐらい	しゅうかい 週に1回 ぐらい	ほとんど がいしゅつ 外出しない	ふめい 不明
H22調査	100.0	33.3	25.7	18.4	16.3	6.3
H13調査	100.0	27.3	20.8	17.5	16.9	17.5

ひょう がいしゅつひんど しょうがいしゅべつ 表 外出頻度 (障害種別) (単位：人、%)

	ぜんたい 全体	ほぼまいにち ほぼ毎日	しゅうかい 週に3回 ぐらい	しゅうかい 週に1回 ぐらい	ほとんど がいしゅつ 外出しない	ふめい 不明
ごうけい 合計	717 100.0	239 33.3	184 25.7	132 18.4	117 16.3	45 6.3
しんたいしょうがいしゅてちよう 身体障害者手帳	230 100.0	75 32.6	66 28.7	41 17.8	36 15.7	12 5.2
りよういくてちよう 療育手帳	62 100.0	43 69.4	4 6.5	9 14.5	2 3.2	4 6.5
せいしんしょうがいしゅ 精神障害者 ほけんふくしてちよう 保健福祉手帳	18 100.0	8 44.4	2 11.1	4 22.2	4 22.2	0 0.0
ふめい 不明	415 100.0	117 28.2	113 27.2	80 19.3	75 18.1	30 7.2

●意見・要望(団体ヒアリングから)

・親の会として、障害のある子どもが精華町の子どもとして成長し教育を受け放課後を楽しく過ごし、就労して働く喜びを感じ、一人の町民として社会参加できるようにご理解・ご協力をお願いしたい。

<施策の方向>

障害のある人の生活をより豊かなものにし、自己実現を図ることができるようにするため、障害の有無にかかわらず、気の合う仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援するとともに、ゆとりやうるおいのある生活を送ることができるように、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動の促進を図ります。また、心の躍動する瞬間を、障害のあるすべての人々に伝える取り組みも大切です。

3 すこやかなくらしのために

(1) 保健・医療サービスの充実

<現状と課題>

アンケート調査によると、回答者の3割弱が「リハビリや生活訓練を受療している」と答えています。平成13年度調査との比較では、受療者が増えています。また、回答者の75.9%が健康診断を受診しています。平成13年度調査との比較では、受診者は横ばいとなっており、さらに受診率を向上させていく必要があります。

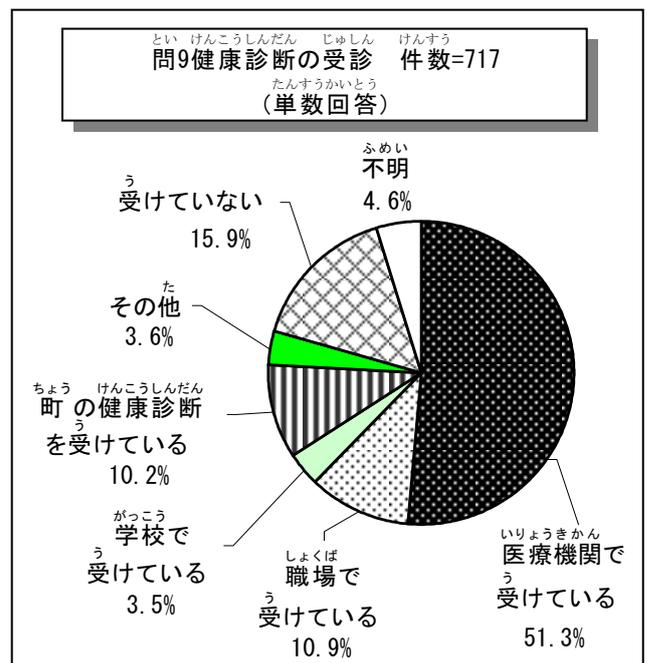
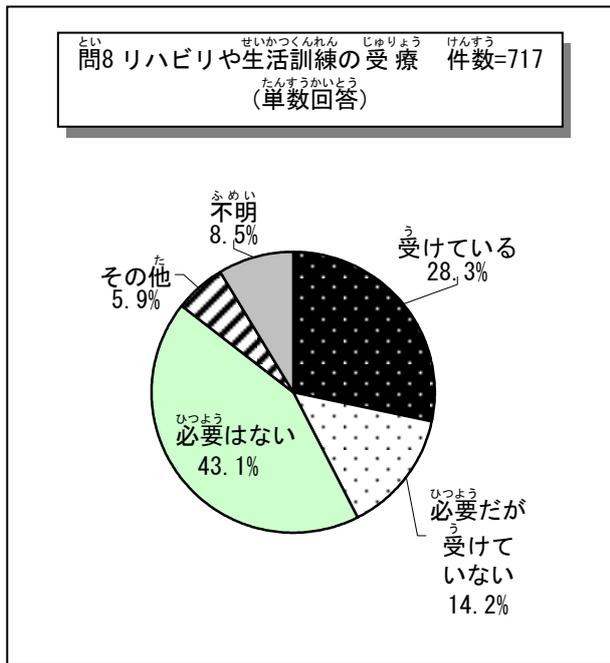


表 リハビリや生活訓練の受療 (単位：%)

	全体	受けている	必要だが受けていない	必要はない	その他	不明
H22調査	100.0	28.3	14.2	43.1	5.9	8.5
H13調査	100.0	20.5	19.4	39.4	10.3	10.4

表 健康診断の受診 (単位：%)

	全体	医療機関で受けている	職場で受けている	学校の受けている	町の健康診断を受けている	その他	受けていない	不明
H22調査	100.0	51.3	10.9	3.5	10.2	3.6	15.9	4.6
H13調査	100.0	53.2	9.6	3.9	9.0	3.9	13.1	7.3

●意見等(サービス提供者ヒアリング結果、自由意見から)

・難病の人や障害者施策の対象にならない人たちへの支援について、制度から漏れている人で困っている人たちに、どのように対応していくかが課題となる。

<施策の方向>

障害の予防、早期発見のために、食生活、運動、休養のバランスのよい生活を日常的に送ることができるように、意識づけるとともに、特に要介護等認定の原因の多くを占める脳卒中や脳梗塞、関節疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防に結びつけた健康づくり対策を進めます。

高齢となった障害者への支援については、介護保険制度などのサービスを利用するほか、日中活動や生活の場への支援について必要性を検討していきます。

また、障害のある人のための医療、リハビリテーション医療の充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進する上で不可欠であることから、関係機関等との連携を強化し、人材の育成に努めます。

①健康診査の充実

疾病及び障害の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。

健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。

②生涯を通じた健康づくりの推進

健康増進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

③医療費助成制度の実施

障害者自立支援法による、自立支援医療の給付を実施しています。

また、福祉医療費についても、有益な実施となるよう努めています。

④医療体制の充実

医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実に努めます。

⑤難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉の連携に努めます。

⑥精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

専門の医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

(2) 生涯にわたる障害の早期発見と早期対応

<現状と課題>

生涯にわたる健康づくりの推進のためにも、障害の早期発見とその対応は重要です。前項で述べたように定期的な健診受診の必要性を啓発していくとともに、普段から「かかりつけ医」を持っておくことも大切です。

アンケート結果をみても、平成13年度調査に比べて、かかりつけ医を持っている人が増加しています。

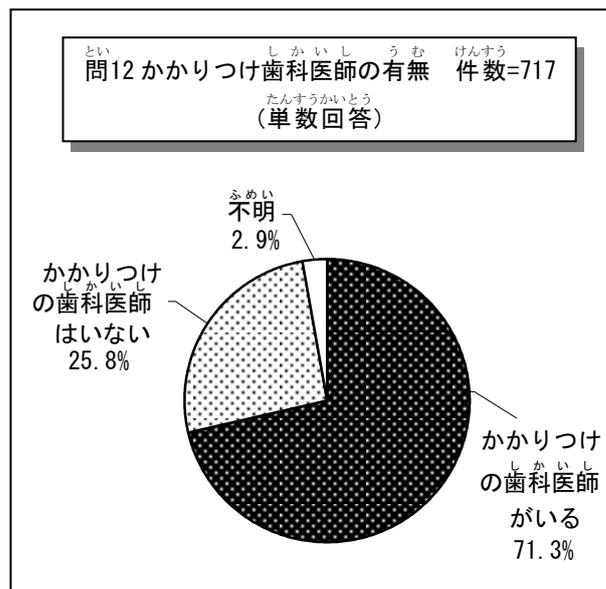
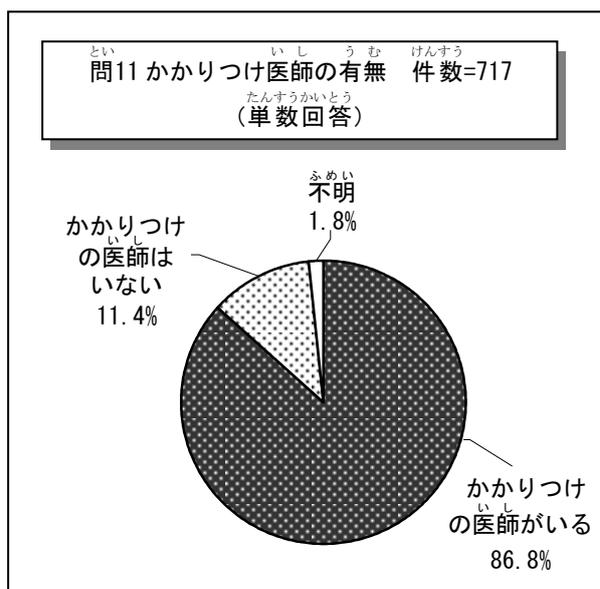


表 かかりつけ医師の有無 (単位：%)

	全体	かかりつけの医師がいる	かかりつけの医師はいない	不明
H22調査	100.0	86.8	11.4	1.8
H13調査	100.0	74.8	20.5	4.7

<施策の方向>

障害の発生予防・早期発見のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

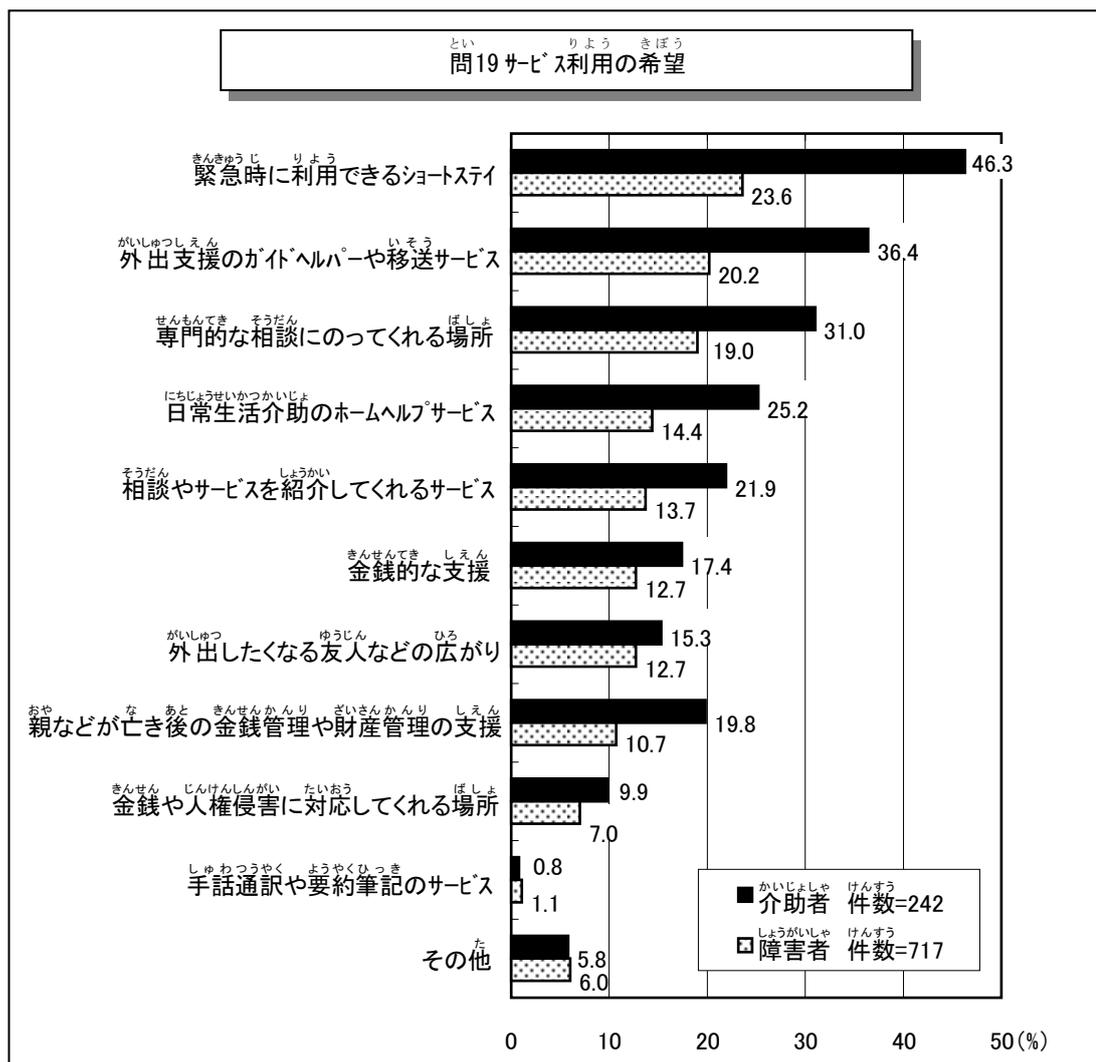
また、若年期からの健康づくりに留意し、高齢期における能力の低下などを予防するとともに、障害の予防に資するよう努めます。

4 自立した生活をおくるために

(1) 総合的な生活支援体制の整備

<現状と課題>

アンケート調査で、障害のある人と、障害のある人の介助者に希望するサービスをたずねたところ、下記のような結果が得られました。この結果を踏まえて、障害のある人の生活を支援していくため、各種サービスの充実が求められています。



●「生活の支援が必要」アンケート調査結果(自由意見)から

- ・介助者の入院や突発的な外出時に、食事を届けてくれるサービス
- ・毎日の家事を手伝ってくれる人、必要な時に自由にお願ひできる人
- ・緊急時に24時間いつでも対応してくれる場所
- ・共働き両親のために、障害のある児童・生徒だけを預かってくれる場所

＜施策の方向＞

障害のある人が、サービスを利用し地域で自立した生活を送るために、必要とするサービスを適切に選択し、自分で決められるようにする必要があります。

そのために、相談内容によりどこに行けばよいのかなどを分かりやすく周知するとともに、一人ひとりの状況に対応できる相談窓口の充実に努めます。

特に、障害者自立支援法について内容の周知徹底を図るとともに、どのようなサービスがあるのか、どのような利用の仕組みなのかなど情報の提供を進めます。

①相談窓口の充実

町役場における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して窓口の明確化と相談体制の充実に努めます。

②相談支援の充実

町の関係課と相談支援事業所等が連携し、相談窓口として必要な情報の共有と専門性の確保、向上を行い相談体制の充実に努めます。さらに、身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の支援等を行い、障害者やその家族が身近に相談できる体制の充実に努めます。今後も国の制度の改正に伴い地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)をワンストップで応じます。委託相談支援事業所では、障害福祉サービスを利用するすべての障害者(児)のサービス利用計画を作成し、きめ細かな支援を促進します。また、相談支援の質の向上、調整のため、相談支援機能強化事業を実施します。

③地域における相談活動の充実

身体障害者・知的障害者相談員、民生・児童委員などに対し、障害についての情報提供や研修等を積極的にを行い、障害のある人の生活を守るため、地域での相談機能の強化を図ります。

④情報提供体制の多様化

聴覚障害者・言語障害者にFAX等を活用した情報伝達システムの整備による情報提供を図ります。また、インターネットや携帯電話のホームページ、メールその他、多様な情報伝達手段等の活用なども研究し、情報提供体制の充実に努めます。

⑤相談支援体制の強化

あらゆる相談窓口、相談先において連携を図り、情報を共有することで、いつでも一貫した情報を提供できる体制を整えとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。

(2) 外出支援の充実

<現状と課題>

アンケート調査によると、希望するサービス利用についての回答では、障害者本人も介助者も「外出支援のガイドヘルパーや移送サービス」が上位にあがっていました。

また、介助者が困っていることの1位は「外出時の付き添い」で、過半数となっています。買物や通院など、普段の生活に欠かせない外出時の支援が求められています。

●「移動、コミュニケーション支援が必要」アンケート調査結果(自由意見)から

- ・ 外出支援サービスで車椅子を用意してもらったり、介助する人がいるとよい。
- ・ 散髪、買物はくるりんバスやタクシーを利用しているので、外出支援の範囲が広がるとよい。
- ・ 気軽に利用できる移送サービスがあるとありがたい。

<施策の方向>

新たな法制度の導入に柔軟に対応しながら、ガイドヘルパーの充実を図り、外出支援のニーズに応じていきます。手話通訳や要約筆記奉仕員養成や派遣について、養成講座を実施するとともに、相楽郡内の町村や木津川市との連携によって聴言センター職員の確保や相談体制づくりの整備をすすめます。

また、公共交通を補う公的な移動手段の確保について障害者の利用に配慮した交通手段の検討を進めます。

(3) 通所サービス事業の充実

<現状と課題>

障害者自立支援法においては、地域生活への移行が課題となっています。また、アンケートの自由意見では、特別支援学校卒業後の日中活動の場づくり、児童デイなど子育て支援、精神障害者の潜在化への対応、相談拠点の充実などがあげられ、不足している資源などへの対応も求められています。

<施策の方向>

地域生活を継続していくためには、通所サービスの利用の充実を図るとともに、多様な日中活動の場の維持に対する支援を行っていきます。

(4) 公正適正なサービス提供の確保

<現状と課題>

施設が提供する福祉サービス等については、サービス品質が問われ、

利用者の満足度を高めることが大切です。また、全国的には、障害のある人に対する虐待の問題が浮上しており、サービス提供事業者には人材やサービスの質の向上が求められています。

<施策の方向>

本町では、相楽福祉会がサービスの自己評価を実施しており、「きょうとNP Oセンター」による第三者評価のモデル事業も施行しています。今後もモデル事業の成果を評価するとともに、その結果を公表するシステムづくりを進めます。

また、地域自立支援協議会の住民参加部会において、サービスの利用者や提供者の参加のもとで、虐待防止等の新たな法制度の導入などに柔軟に対応していきます。

(5) 支援の担い手の確保

<現状と課題>

サービス事業者へのヒアリング結果をみると、問題点や課題としては、人材不足や専門的な人材の確保などがあげられていました。さらに、障害者の支援に向けた取り組み・事業展開についても、研修の必要性や相談支援員の専門性の向上などが課題となっています。

●事業展開の問題点(サービス事業者ヒアリングから)

- ・マンパワーの確保に苦慮しており人材をどのように確保するかは大きな問題である。
- ・サービスの向上や事業拡大に必要な人材の確保が困難な現状にある。
- ・質の高い人材(世話人、夜間支援員、生活支援員)の確保や研修の導入が課題。

<施策の方向>

京都府が主体となって実施するホームヘルパーの養成研修と連携して、本町における研修の内容について検討を行います。また、研修実施に関する広報活動、啓発などを積極的にを行うとともに、ボランティアや福祉に関わる人材の育成と確保を図ります。

新たなサービスに対応できる民間福祉事業者の育成と、参入を強化する支援策を検討します。

(6) 権利擁護体制の推進

<現状と課題>

アンケート調査の自由意見では、「後見人」に関する回答がみられています。「親が亡くなり本人一人となった場合、金銭管理や財産管理の支援を受けながら日常生活(買物・食事の用意・洗濯など)の支援が受けられ

る場」、「安心してサポートしてくれる人」などが望まれ、必要に応じて後見人制度の利用につなげていくための支援制度の強化が必要となっています。

＜施策の方向＞

障害のある人をはじめとする要介護者が、家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止の啓発を行うとともに、地域での虐待予防や早期発見、適切な対応を図るための支援体制の構築に努めます。

また、精神上の障害により判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人を保護・支援するための成年後見制度の周知を行うとともに、利用支援を進めます。

さらに、認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などのうち、判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う地域福祉権利擁護事業について、周知を行うとともに、利用支援を進めます。

① 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者の権利を守ることができるように、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

身寄りがない等の理由から制度の利用が困難な障害のある人に対しては、町が申し立てを積極的に行うとともに、法人後見組織の育成や、市民後見人の育成などにより権利擁護を図ります。

② 地域福祉権利擁護事業の推進

社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業について支援し、制度の浸透に努めます。

③ 権利擁護の推進

地域自立支援協議会の権利擁護部会において、サービスの利用者や提供者の参加のもとで、高齢化が進んでいる、障害児・者の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めます。

(7) 障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援

＜現状と課題＞

本計画策定にあたり、当事者団体ヒアリングを実施したところ、ボランティアや地域行事等の参加に関する意見や提言がありました。障害のある人が地域で暮らしていくには、地域住民の協力や助け合いが必要です。

●ボランティア、社会参加、地域活動参加、交流等に関する提言(団体ヒアリングから)

- ・障害のある人を対象にした行事には参加できるが、その他の行事にも参加できるように、サポートのための窓口づくりが必要である。
- ・障害のある人とその家族、そしてボランティアが顔を合わせられる場を作してほしい。そうすれば、地域参加や行事参加が進められる。
- ・学生ボランティアは多くいるが、地域住民のボランティアがもっと増えるとよい。

<施策の方向>

社会福祉協議会と障害者団体、ボランティア団体が一緒に取り組むボランティアの要請(朗読、点字、手話、要約筆記)を支援します。

作業所などの施設では、創作活動を支援できる障害者ボランティアが求められていることから、コーディネート機能の強化を図り、ボランティア活動を希望する住民と施設とを結びつけていきます。

また、社会福祉協議会と連携を図り、町広報誌や「社協だより」等の活用によって障害者団体やボランティア団体の紹介、活動の情報発信を行います。

(8) 社会参加の基盤づくりと情報保障の充実

<現状と課題>

障害のある人が地域でいきいきと働いたり、行事や交流活動に参加したりするため、基盤を整備することが必要になっています。障害の状態に配慮した施設、情報等が求められ、ハード面・ソフト面の充実が望まれています。

<施策の方向>

町広報誌や「社協だより」等で福祉情報を提供するとともに、広報のテラ版、点字版をボランティア団体に委託し発行するとともに、町ホームページ等でも、わかりやすい表現にするよう障害に配慮します。

情報発信の充実をめざして、広報のデジタル化(ビデオ・DVD化)や、視覚障害者に配慮して役場庁舎で進めている案内表示の音声化を他の公共施設でも検討します。

5 安全で快適なくらしのために

(1) 社会参加を支える福祉のまちづくりの推進

<現状と課題>

障害のある人が安全で安心して暮らしていくためには、障害の種類に対応したハード面の整備が求められるとともに、地域住民の声かけや助け合いの輪を広げていくことが重要です。施設面のみならず、心のバリアフリーを一層推進していくことが課題となっています。

そのために安心して安全かつ障害のある人が快適に生活できるまちづくりを実現していくことが望まれます。

<施策の方向>

障害のある人の社会参加を促進する上で、障害のある人のみならず、子どもや高齢者等、だれもが円滑かつ快適に、施設や公共交通機関等を利用できるようにする、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要です。

そのため、公共施設の改修を適時進めるとともに、駅などの多数の人が利用する民間の建築物についても趣旨の徹底を図り、改修の促進を図ります。

また、住民の方々には歩道上の誘導ラインや視覚障害者誘導用ブロックの設置意義を理解いただき、自転車や看板等の障害物を置くことのないよう、住民マナーの向上に努めます。

①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

②公共施設などの整備・改善

公共施設及び公共公益施設の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、障害者用駐車場の確保に努めます。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて事前協議を行い、指針に示された整備基準を遵守するよう、指導・助言を行います。

③道路・交通安全施設の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、視覚障害者誘導用ブロックなど、町道路施設の改良を計画的に推進します。

道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。

(2) 生活の場の確保

<現状と課題>

本町では、日常生活用具給付等事業において、住宅改修費を助成したり、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具を提供したりといった給付を行っています。障害のある人が暮らしやすい生活の場を得られるように、支援が求められています。

●障害者の支援に向けた取り組み・事業展開(サービス提供事業者ヒアリングから)

- ・親の高齢化に伴う、ケアホーム等への入居や単身生活への移行に向けての支援。
- ・グループホームの設立・整備、ケアホームや単身生活できるバリアフリーのアパートの充実や拡大、増設。

<施策の方向>

住宅は生活のための重要な基盤であり、障害のある人のみならず、すべての人が生涯を通じて快適に安心して生活できるようにすることが必要です。

そのため、障害のある人や高齢者等の多様なニーズに的確に対応し、身体機能の低下や障害が生じた場合にも、住み慣れた居宅で住み続けることができるように、住宅の改修を促進するとともに、設計や設備等の面で障害のある人に配慮した住宅等の整備促進に努めます。

また、障害のある人の生活を支援するため、福祉・医療との連携を図るとともに、住み慣れた地域で利用できる身近なサービスの提供に努めます。

①公営住宅におけるバリアフリー化

高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。

②各種給付・融資制度の周知

住宅改造の経済的負担を軽減するため、居宅生活動作補助用具の給付や、府の住宅建設(改良)資金の融資等の制度について、広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。

③グループホーム事業等への支援

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

日頃の防犯・防災対策はもちろん、地域防災計画、ハザードマップ等の活用だけでなく、大規模災害を想定した災害時要援護者対策への取り組みや支援台帳の整備による緊急時の避難誘導や福祉避難所の開設等が必要になっています。

●防犯・防災への取り組みや提言(サービス提供事業者ヒアリング結果から)

- ・障害の状況に応じた避難に関する情報伝達体制の確立、福祉避難所の確保が必要。
- ・知的障害・発達障害の子どもについては、被災時のシミュレーションが必要。
- ・防災の訓練は、当事者だけでなく、地域ぐるみの避難訓練が必要。

<施策の方向>

障害のある人が犯罪や事故の被害に遭うことがないように、また、防犯・防災の情報不足からの不安感がないように、警察等関係機関や防犯協会、障害者団体、ボランティア団体、地域団体等との連携を強化し、必要な情報の提供等の充実を図ります。

また、地震や豪雨などによる災害や火災が起きた時、障害のある人が安心して避難できるように、あるいは安否確認や救出等が迅速に行えるように、関係機関や地域団体等との連携を強化し、防災体制の確立を進めます。

①地域における交流と周知

日頃から障害のある人のいる世帯と地域との交流が図られるよう、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。

②地域における防災・防犯体制の強化

講習会や防災訓練を通じて、障害のある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。

地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

③災害情報等の提供と、防災意識の高揚

障害のある人やその家族、関係機関等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。

情報の提供にあたっては、障害の種類や程度により、様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。

④ 災害発生時の福祉避難所の充実

災害発生時の福祉避難所として現在6箇所を指定しています。今後は、福祉避難所の増加に努めるとともに、福祉避難所において要援護者に必要な備蓄品の充実・確保に努めます。

6 共感しあえる地域づくりのために

(1) 福祉交流の推進

<現状と課題>

障害のある人が生活しやすいように、地域に溶け込めるような配慮が必要となっています。地域活動への参加や交流等を通じて、近隣と協力して暮らせる助け合いの精神等が重要です。

アンケート調査結果をみると、介助者に近隣の支援についてたずねたところ、「近所づきあいはあるがたのみにくい」、「近所づきあいがないため期待できない」の比率が高く、「障害者がいることを知られたくない」といった地域とのつながりに消極的な介助者があります。

平成13年度調査と比べると、「たのみにくい」「期待できない」の比率が高まっており、介助者と地域とのつながりが希薄になっていることが示されています。

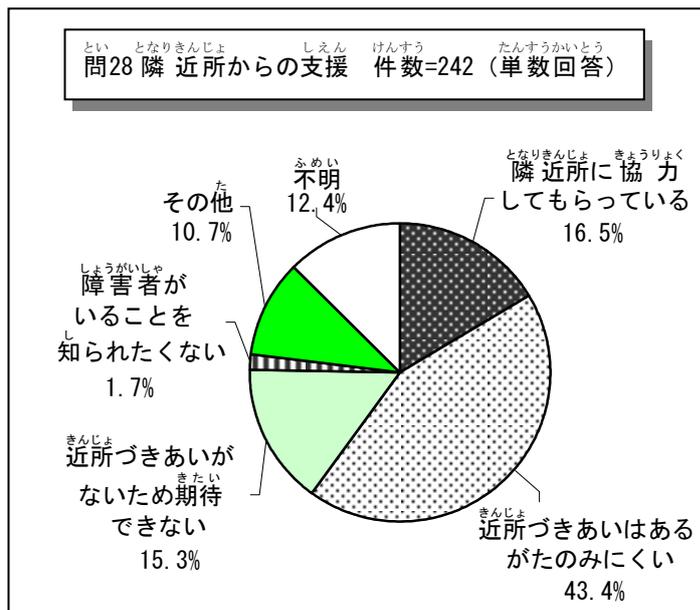


表 近所からの支援 (単位：%)

	全体	近所づく いがあるが たのみに くい	近所づく いがないた め期待 できない	障害者が いることを 知られ たくない	その他	不明	
H22調査	100.0	16.5	43.4	15.3	1.7	10.7	12.4
H13調査	100.0	16.7	23.9	5.3	1.7	6.9	45.0

<施策の方向>

障害のある人が、地域であたり前に暮らすことができるようにするためには、まず、障害や障害のある人に対する理解を深め、地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす福祉意識や人権意識を高めることが必要です。

そのため、関係をはじめ、企業、サービス提供事業者、地域住民等すべての人に対して、障害や障害のある人に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権教育および福祉の心を育てる教育を進めます。

①各種メディアの活用

町の広報誌やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATVなどのマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。

また、障害のある人が扱いやすく、手に入れやすい情報の提供方法の研究・普及を図ります。

②「障害者週間」等の活用

「障害者の日（12月9日）」や「障害者週間（12月3～9日）」などの機会を捉え、街頭啓発、リーフレットの配布、講演会などを行うことにより、住民が障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。

③相互理解の促進

障害のある人と障害のない人の相互理解、障害のある人同士の相互理解を進め、誰もが支え合い、尊重し合えるような施策の展開を検討します。

④関係団体等との連携の強化

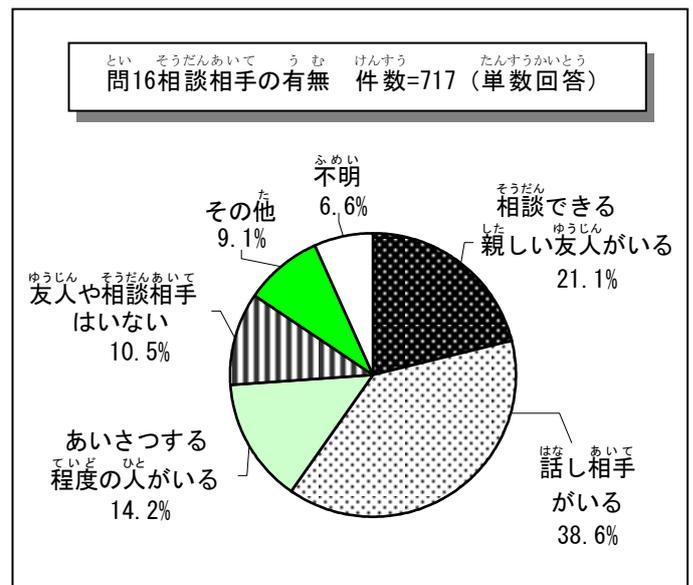
各種障害者団体やボランティア団体などと連携して障害のある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。

(2) 交流・ふれあいの機会づくり

<現状と課題>

障害のある人、介助する人にとっては、困りごとや悩み等を相談できる相手が必要で、アンケート結果からは、「相談できる親しい友人がいる」、「話し相手がいる」を合計すると約6割が相談相手を持っています。

ただし、障害種別にみると、知的障害者で「相談できる親しい友人がいる」が少なく、「友人や相談できる相手はいない」が多く、支援が必要です。また前項のように地域との関係づくりが希薄な人への支援も求められます。



ひょう しょうだんあいて うむ (しょうがいしゅべつ)
表 相談相手の有無 (障害種別)

(たんい にん %)
(単位：人、%)

	ぜんたい 全体	しょうだん 相談できる した 親しい友人 がいる	はな あいて 話し相手 がいる	あいさつ する程度 の ひと がいる	ゆうじん 友人や しょうだんあいて 相談相手 はいない	その他	ふめい 不明
ごうけい 合計	717 100.0	151 21.1	277 38.6	102 14.2	75 10.5	65 9.1	47 6.6
しんたいしょうがいしゅ 身体障害者 てちょう 手帳	230 100.0	53 23.0	97 42.2	30 13.0	17 7.4	19 8.3	14 6.1
りょういくてちょう 療育手帳	62 100.0	8 12.9	25 40.3	5 8.1	14 22.6	8 12.9	2 3.2
せいしんしょうがいしゅ 精神障害者 ほけんふくしてちょう 保健福祉手帳	18 100.0	5 27.8	7 38.9	4 22.2	2 11.1	0 0.0	0 0.0
ふめい 不明	415 100.0	85 20.5	151 36.4	63 15.2	45 10.8	40 9.6	31 7.5

● じょうほうていきょう や しょうだんまどぐち についての意見 (団体ヒアリング結果から)
● 情報提供や相談窓口についての意見 (団体ヒアリング結果から)

- ・ しょうがい ひと の 特性を 理解 した 上で じょうほう ていきょう して 相談 に のって ほしい。
- ・ こうてき な 相談まどぐち も 重要 だが、くち コミの じょうほう を 得る には、ひと との つながり が 重要。
こ 子どもの 親同士 が つながれる 場所 が ある と よい。
- ・ SNS の ような つながり 等、たよう な 媒体 による 受発信体制 により、ちよく 直接 に 当事者 が 交流 できる ような 機会 づくり を 促進 する。

せさく ほうこう
＜施策の方向＞

ちい き なか で、とも い とも ささ いしき きず じゅうみんどうし
地域 中で、共に 生き、共に 支えあう 意識 を 築いて いく ためには、住民 同士の
さ まざま な 交流 の 機会 が 必要 です。

その ため、ちい き だんたい しょうがい ひと さんか ぎょうじ など
地域 団体 や 障害者 団体 等が、障害 のある 人の 参加 し やすい 行事 等
交流 の 機会 づくり を 進め られる よう、支援 に 努め ます。

また、かんけい 機関 が 連携 し、ボランティア の きっかけ づくり の 場 や 機会 を 充実 し、
みちか ちい き しょうがい ひと ささ か つどう
身近 な 地域 での 障害 のある 人 との ふれあい や 支えあい 活動 への ボランティア
参加 を 進め ます。

① 地域コミュニティ・ネットワークづくり

地域で生活している障害のある人が安心して生活していけるように、地域において障害のある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

② ボランティア養成講座の充実

訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話・要約筆記などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

③ NPO・ボランティア団体等の育成・支援

地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPOやボランティア活動の育成に努めます。

NPOやボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供などの支援や、活動の連携を図り、地域とともに活動できるよう、支援を充実します。

(3) スポーツ・レクリエーションの機会づくり

<現状と課題>

生涯スポーツや生涯学習は、人生を豊かにするために必要であり、障害のある人に配慮した利用機会の拡大が課題となっています。設備や機器の導入、学習や文化に関するプログラムの充実などが望まれます。

●スポーツや趣味に関する意見(アンケート調査結果から)

- ・一日中、車イス生活なので、プールで泳いでみたい。介助して下さる方が同行してくれるとありがたい。
- ・陶芸など、送迎付きの趣味のサークル活動があるとよい。
- ・土日などに利用できるコミュニティゾーンのような場所があるとよい。

＜施策の方向＞

職員が京都府の研修を受けることにより、スポーツ指導員を確保するとともに、スポーツ機器を配置し、むくのきセンターを拠点として、障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動の振興を行います。

文化芸術活動の交流の場として、「精華町ふれあいまつり」における障害のある人の文化・芸術活動プログラムの充実を図ります。また、今後も関係機関との連携により、実行委員会への障害者団体や当事者の参加を継続します。

だい 第 2 部 ぶ

だい き せい か ちょう しょう が い ぶ く し けい か く
第3期精華町障害福祉計画

第5章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

1 施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

目標値については、第1期計画の策定に際して示した基本指針を踏襲することとし、また、第1期計画からの継続性を確保するため、目標の出発点は第1期計画策定時とすることが指針として示されています。

本町においては、第2期計画では府が示す基本指針を踏まえて基準値を設定しています。第3期計画の基準値の設定においても同様に取り扱うこととします。

■府が示す基本指針

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者の30%以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成26年度末時点の施設入所者数を10%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

第3期計画では、地域生活移行人数を5人、平成26年度末における入所者数を2人削減して16人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
第1期計画策定時入所者数 (A)	18人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数 (B)	16人	平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数 (C)	5人	第1期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
	27.8%	移行割合 (C/A)
【目標値】削減見込み	2人	第1期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※第3期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

【目標達成に向けた取り組み】

第3期計画期間においても引き続き施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、相楽地域障害者生活支援センターを軸に施設・出身世帯と調整を取りながらサービスの調整、確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

■国・府が示す基本指針
 現在（平成17年10月）の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

第2期計画においては目標値を5人と設定していましたが、平成26年度の目標値の設定においては、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ4人とします。

項目	数値	考え方
第1期策定時の年間移行者数	1人	平成17年度の移行実績
現在（平成23年10月）	0人	平成23年度の移行実績
【目標値】 平成26年度の年間移行者数	4人	

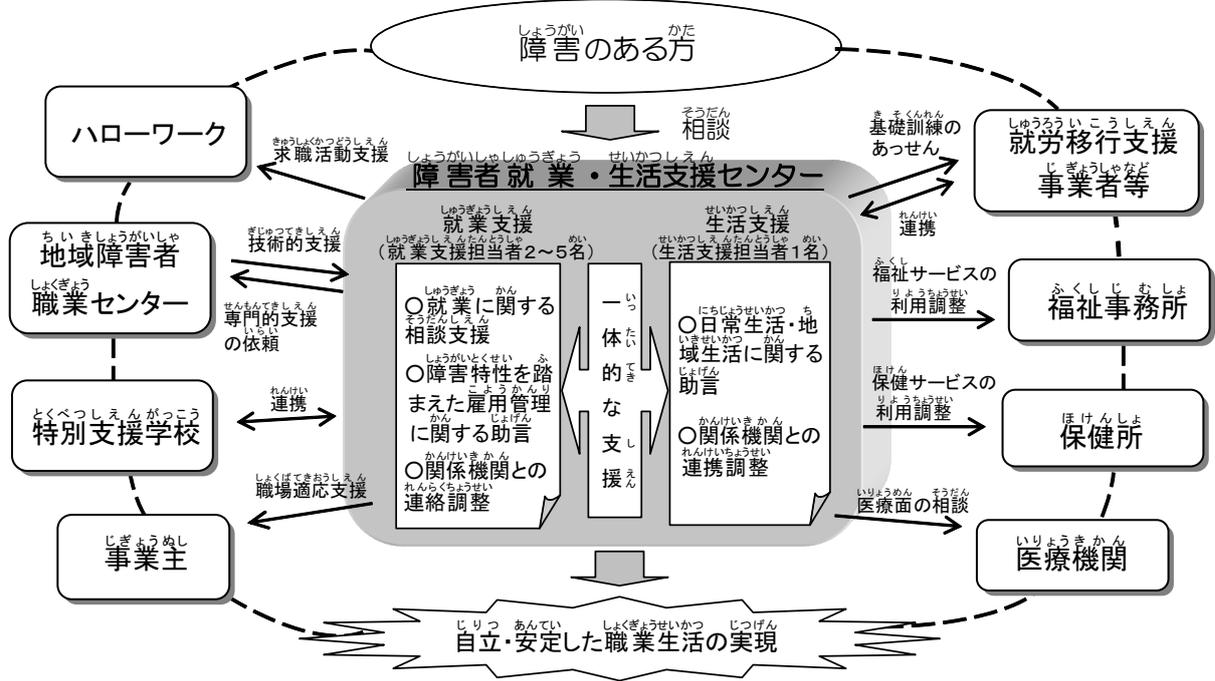
【目標達成に向けた取り組み】

これまで圏域内において、各関係機関のネットワークの構築、連携強化を図りつつある状況です。今後も障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携を進めながら、障害者の就労を支援していきます。

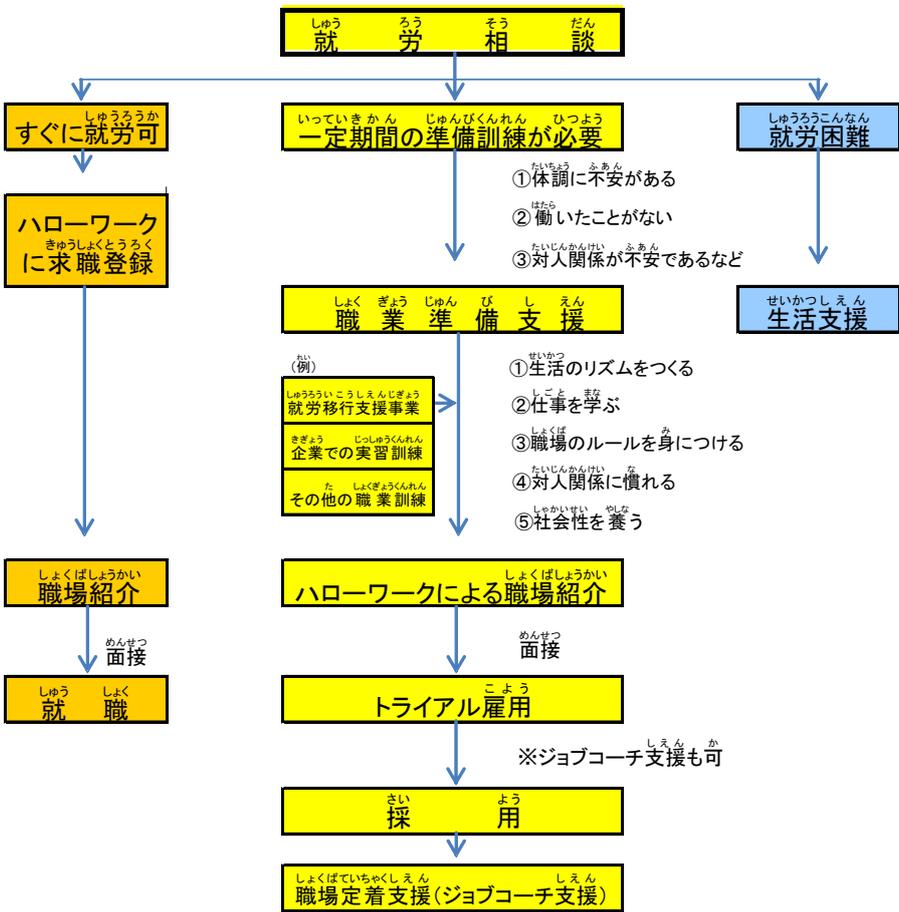
なお、特別支援学校等卒業生を含めた障害者の就労支援をより一層推進していくため、学校、障害者就業・生活支援センター、町の連携も強化していきます。

＜障害者の就労に向けての支援の仕組み＞

雇用と福祉のネットワーク



しゅうろうしえん なが 就労支援の流れ



第6章 障害福祉サービスの見込み

1 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスの見込み量

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

<居宅介護>

障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

重度の視覚障害のある人(子ども)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。(平成23年10月創設)

<行動援護>

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障害程度区分6(児童については区分3相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】

新たに創設された同行援護の利用と居宅介護等の利用ニーズを勘案し、平成26年度で96人、1,136時間の利用を見込みます。

(単位：人/月、時間/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	43	48	80	89	94	96
	利用時間	472	531	864	1068	1116	1136

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

(2) 訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの見込み量

① 生活介護

常時介護が必要であり、障害程度区分3以上である人、または50歳以上で障害程度区分が2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

施設の新体系への移行に伴い、本サービスの利用量も増加してきています。平成24年3月末をもって全ての旧体系施設が新体系へ移行すること等を勘案し、平成26年度で104人、2,080人日/月の利用を見込みます。

(単位：人/月、人日/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	利用者数	78	83	91	96	100	104
	利用日数	1484	1565	1750	1920	2000	2080

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<機能訓練>

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<生活訓練>

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

機能訓練については、現在1人の利用がありますが、年度により利用者数が流動的であることから、平成26年度ではサービスを見込みません。

生活訓練についても、現在利用者がおらず、平成26年度ではサービスを見込みません。

(単位：人/月、人日/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
機能訓練	利用者数	0	0	1	0	0	0
	利用日数	0	0	22	0	0	0
生活訓練	利用者数	1	0	0	1	0	0
	利用日数	21	0	0	22	0	0

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

③ 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

現在、4人の利用があります。国の指針（平成17年度の実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する）や、各年度において特別支援学校の卒業生等の利用等を勘案し、平成26年度で5人、90人日/月の利用を見込みます。

(単位：人/月、人日/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労移行支援	利用者数	3	2	4	5	5	5
	利用日数	57	21	57	90	90	90

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

④ 就労継続支援（A型・B型）

< A型 >

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

< B型 >

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

就労継続支援A型については、現在7人の利用があります。国の指針（平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定する。）を勘案し、平成26年度で9人、180人日/月の利用を見込みます。

就労継続支援B型については、就労移行支援からの移行者の利用等を勘案し、平成26年度で6人、120人日/月の利用を見込みます。

（単位：人/月、人日/月）

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労継続支援A型	利用者数	2	6	7	8	8	9
	利用日数	43	118	137	160	160	180
就労継続支援B型	利用者数	2	4	5	6	6	6
	利用日数	37	67	85	120	120	120

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑤ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分6で、気管切開をともなう人口呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害程度区分5以上の筋ジストロフィー患者または

重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

現在、利用はありませんが、今後、重度者の利用が見込まれること、また、障害のある子どもの入所施設から加齢児（18歳以上）の移行が見込まれることから、平成26年度で4人の利用を見込みます。

(単位：人/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
療養介護	利用者数	0	0	0	4	4	4

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑥児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）

療養指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。なお、本サービスについては平成24年4月より、未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスに移行されます。

【サービス見込み量】

児童デイサービス（児童発達支援）は、これまで町内に事業所がありませんでしたが、基礎調査での利用意向が最も高いことから、町内での事業所の確保に努めるとともに、町外近隣の事業所での利用を促進することにより、平成26年度で55人、250人日/月の利用を見込みます。

新設される放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの移行も一部見込まれることから、平成26年度で46人、640人日/月の利用を見込みます。

(単位：人/月、人日/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
児童デイサービス （児童発達支援）	利用者数	17	19	24	52	55	55
	利用日数	54	63	87	240	250	250
放課後等 デイサービス	利用者数	—	—	—	38	42	46
	利用日数	—	—	—	530	560	640

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑦短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、31人程度の利用実績があります。平成26年度で39人、152人日/月の利用を見込みます。

(単位：人/月、人日/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
短期入所	利用者数	15	28	31	35	38	39
	利用日数	58	109	120	136	148	152

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

(2) 日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、主に施設の新体系への移行に伴う増加と、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用者ニーズの増加に対しては、現行の体制で平成26年度末までのサービス見込み量に対応できると考えますが、今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ圏域においてその整備を協議していくこととします。

3 居住系サービス

(1) 居住系サービスの見込み量

① 共同生活援助・共同生活介護

< 共同生活援助（グループホーム） >

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

< 共同生活介護（ケアホーム） >

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害程度区分2以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【サービス見込み量】

現在、共同生活援助（グループホーム）については利用はありませんが、共同生活介護（ケアホーム）については13人の利用があります。平成26年度で共同生活介護（ケアホーム）について15人の利用を見込みます。

(単位：人/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助 (GH)	利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活介護 (CH)	利用者数	12	12	13	14	15	15

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身の生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、18人の利用があります。これに旧体系施設入所者を加え、平成23年度末の利用者は20人を見込みます。

第3期計画では、自立訓練等のための入所者の退所は見込まれますが、待機者数等を勘案し、平成26年度で16人を見込みます。

なお、児童福祉法改正により、地域移行における目標数値の対象とならない18歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設利用者については、療養介護への移行が見込まれるため、療養介護で計上します。

(単位：人/月)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
目標数値対象	利用者数	18	16	18	18	17	16
目標数値対象外	利用者数	4	4	4	4	4	4
合計	利用者数	22	20	22	22	21	20

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

(2) 居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障害者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進しています。

なお、グループホーム、ケアホームについては、事業所での定員増や新規計画はあまり見込まれていない状況ですが、施設入所者の地域移行の推進が求められるなかで、施設からの移行の受け皿となることが期待されることから、将来的には新規事業者の参入を促進していきます。

4 相談支援

(1) 相談支援の見込み量

① 相談支援

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【サービス見込み量】

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大が必要となります。平成26年度で計画相談支援が延べ400人、地域移行支援3人、地域定着支援4人の利用を見込みます。

(単位：人)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
(サービス利用計画作成)	の延べ利用者数	0	0	0	100	350	400
地域移行支援	利用者数	—	—	—	2	2	3
地域定着支援	利用者数	—	—	—	3	3	4

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

(2) 相談支援における見込み量の確保の方策

国において示された標準期間(案)により、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度で全ての対象者に対し実施できるよう努め、サービス提供体制の機能強化や人材確保に努めます。

第7章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

① 相談支援事業

< 障害者相談支援事業 >

相楽地域障害者生活支援センターにおいて、3障害（身体・知的・精神）の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

< 地域自立支援協議会 >

障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、精華町地域障害者自立支援協議会において協議を行います。

地域障害者自立支援協議会は、サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、公募町民等から構成される全体会と、住民参加部会・精神障害者部会・権利擁護部会・発達支援部会の各専門部会から成っています。

< 成年後見制度利用支援事業 >

町の福祉課において、3障害（身体・知的・精神）の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第2期計画期間に引き続き、機能強化事業として精華町障害者生活支援センターで、3障害及び発達障害に対応した専門的な相談支援を行います。

また、相談支援事業については平成24年度から町が特定相談支援事業者を指定することができることから、相談支援体制の充実を図っていきます。

なお、必須事業となった成年後見制度の利用支援については、今後も実施体制を継続し、必要なサービスを提供します。

(年間)

	実施か所	第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業		1	1	1	1	1	1

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

【サービス見込み量及び確保策】

手話通訳者派遣事業については、現在5人にサービス提供していますが、登録手話通訳者が少ないことから、手話通訳奉仕員、手話通訳者の養成研修等を実施してその確保を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確立を目指します。また、要約筆記者派遣事業については、現在利用はありませんが、平成25年度より利用を見込んでいます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	6	6
	延べ件数	144	86	110	120	132	132
手話通訳者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	5	5
	延べ件数	144	86	110	120	130	130
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	0	2	2

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

③ 日常生活用具給付等事業

重度障害者（児）の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付していきます。

【サービス見込み量及び確保策】

第2期計画期間の実績の伸びを考慮し、平成26年度で113件の給付を見込んでいます。給付見込みを踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	59	70	92	103	106	113
介護・訓練支援用具	延べ件数	0	3	2	0	2	4
自立生活支援用具	延べ件数	6	5	8	12	8	6
在宅療養等支援用具	延べ件数	4	3	5	1	4	4
情報・意思疎通支援	延べ件数	3	8	5	12	7	5
排せつ管理支援用具	延べ件数	46	60	71	76	84	93
住宅改修費	延べ件数	0	0	1	2	1	1

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害のある人、全身性障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

平成23年10月から同行援護が創設され、これまで移動支援の主な利用者であった重度視覚障害のある人が対象外となることを考慮し、平成26年度で91人、延べ10,592時間の利用を見込んでいます。利用ニーズに応じた安定したサービスを提供するためにも新規参入を事業所に働きかけていきます。
(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
移動支援事業	利用者数	87	85	85	83	87	91
	延べ時間	10539.5	10087	9662	9661	10127	10592

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑤ 地域活動支援センター事業

<Ⅰ型> 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

<Ⅱ型> 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

<Ⅲ型> 利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、Ⅰ型の利用者が町外の地域活動支援センターに通所しています。今後の利用も、平成26年度では1か所での実施を見込んでいます。
(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
地域活動支援センター (全体)							
	Ⅰ型	実施か所	1	1	1	1	1
	Ⅱ型	実施か所					
	Ⅲ型	実施か所					

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

2 任意事業

① 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人(子ども)について、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

【サービス見込み量及び確保策】

日中一時支援の利用については、平成24年度以降、放課後デイサービスへの移行が一部見込まれるものがありますが、今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
日中一時支援	実人数	59	68	71	67	73	79
	の延べ回数	1881	2217	2215	2090	2278	2465

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

② 社会参加促進事業

<心身障害者レクリエーション事業>

障害者団体等が開催するスポーツ教室やレクリエーション事業に対する支援を行います。

<自動車運転免許取得・改造費助成>

身体障害のある人の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置(ブレーキ・アクセルなど)の改造費の一部を助成します。

<福祉タクシー利用料金助成>

特に移動が困難な重度の障害のある人に対し、ガソリン券としても利用可能な福祉タクシー券を発行し、移動に要する費用の一部を助成します。

【サービス見込み量及び確保策】

スポーツ・レクリエーション教室開催事業、自動車運転免許取得・改造費助成、福祉タクシー利用料金助成等については、利用ニーズを勘案しながら必要な予算確保に努めます。

ねんかん
(年間)

		だい 2 期			だい 3 期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数	0	1	1	1	1	1
	参加人数	0	400	400	420	430	450
自動車運転免許取得 ・改造費助成	件数	1	0	0	1	1	1
福祉タクシー利用料金 助成	件数	460	485	500	525	550	580

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

だい 3 ぶ
第 3 部

けいかく すいしん む
計画の推進に向けて

第8章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立

本計画は、町の福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。市内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

2 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「精華町地域障害者自立支援協議会」において、本計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くこととします。

なお、計画の進捗状況の評価結果については、町ホームページ等で広く町民に公表します。

【精華町第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画推進体制】

精華町地域障害者自立支援協議会

【精神障害者部会】【就労支援部会】【住民参加部会】

【権利擁護部会】【発達支援部会】

行政機関

相談支援事業者（中立・公平性を確保）

社会福祉協議会

相談支援・権利擁護関係機関

保健・医療・福祉関係機関

企業・就労支援関係機関

3 計画の具現化の方策

本計画に基づき、具体的な施策を検討し展開するために、「精華町地域障害者自立支援協議会」において、行動計画策定の提案を行うこととします。

4 府・近隣市町村等との広域連携の方策

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策等、抜本的な就労支援施策の構築・具体化はもとより、訪問系サービスの実績に応じた国庫負担の仕組みに改めることや、利用者や事業者の実情を踏まえて日中系・居住系サービスの基準・報酬などを設定していくこと、また保健所の協力が不可欠となる精神障害のある人の地域生活への移行の促進、さらには障害のある人のサービス利用が抑制されることのないよう適切な方策を講じることなど、数多くの課題があります。

このような障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについては、府や近隣市町村と協力・連携し、積極的に国に対し提言や要望を行っていきます。

なお、近隣市町村との広域連携については、町と山城南圏域障害者自立支援協議会が役割分担をしながら、連携して問題解決に取り組んでいくこととします。

し りょう へん
資 料 編

1 精華町障害者基本計画策定委員会設置条例

(目的及び設置)

第1条 本町における障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための精華町障害者基本計画(以下「障害者基本計画」という。)策定に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として精華町障害者基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、障害者基本計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 関係団体等の代表者 10人以内
- (3) 関係行政機関の代表者 5人以内
- (4) 一般公募の町民 3人以内

3 一般公募の町民の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の期間とし、審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう しいんかい かいちょう しょうしゅう かいちょう ぎちょう
第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 しいんかい しいん かはんすう しゅつせき ひら
委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 しいんかい ぎ じ しゅつせきしいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちょう けつ
委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

せんもんしいん
(専門委員)

だい じょう ちょうちょう ひつよう みと せんもんてき ちょうさけんきゅう じゅうじ せんもん
第7条 町長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門
委員を委嘱することができる。

2 ぜんこう ちょうちょう だい じょうだい こうだい ごう きてい がくしきけいけん ゆう もの
前項において町長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験を有する者を
せんもんしいん いしよく
専門委員に委嘱することができる。

3 せんもんしいん とうがいせんもんじこう かん ちょうさ しゅうりよう かいにん
専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときに、解任されるものと
する。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じょう かいちょう ひつよう みと しいんかい せんもんぶかい い か ぶかい お
第8条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置
くことができる。

2 ぶかい ぶかいちょう お かいちょう しめい しいん
部会に部長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 ぶかい ぞく しいん かいちょう しめい
部会に属する委員は、会長が指名する。

いけん ちょうしゅ
(意見の聴取)

だい じょう かいちょう しいんかい ひつよう みと しいんいがい もの
第9条 会長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を
かいぎ しゅつせき せつめいまた いけん き
会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう しいんかい しよむ けんこうふくしぶふくしか しより
第10条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう この じょうれい さだ しいんかい うんえい ひつよう じこう
第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、
ちょうちょう べつ さだ
町長が別に定める。

ふ そく
附 則

1 この じょうれい こうふ ひ せこう
この条例は、公布の日から施行する。

2 この じょうれい せこう ご さいしよ しいんかい しょうしゅう だい じょう きてい
この条例の施行後最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、
ちょうちょう おこな
町長が行う。

2 平成23年度精華町障害者基本計画策定委員会委員名簿

くぶん 区分	だんたいめいなど 団体名等	いいんめい 委員名	やくしよくなど 役職等
がくしき 学識 けいけんしや 経験者	どうししやだいがく 同志社大学	樽井 康彦 (たるい やすひこ)	どうししや だいがく 同志社 大学 じよきよじゆ 助教授
かんけい だんたい 関係 団体 などの代表 しや者	せいにかちようしんたいしよがいのしやきよぎかい 精華町身体障害者協議会	大上 たえこ (おおうえ たえこ)	かいちよ 会長
	せいにかちようしよがいの じ しやいくせいikai 精華町障害児者育成会	宮部 弘正 (みやべ ひろまさ)	かいちよ 会長
	せいにかちよう れんらくきよぎかい 精華町ボランティア連絡協議会	田中 智美 (たなか ともみ)	かいちよ 会長
	ふく せいにかちようしやかいふくしきよぎかい (福)精華町社会福祉協議会	島中 秀司 (しまなか しゅうじ)	きよちよ ほ き 局長 補佐
	せいにかちようみんせいじ どういんきよぎかい 精華町民生児童委員協議会	田中 洋一 (たなか よういち)	ふかいちよ 副会長
	しや そうらくいし かい せいにかほん (社)相楽医師会 精華班	山村 喜一 (やまむら きいち)	いんちよ 院長
	せいにかちようじりつ しえんきよぎかい 精華町自立支援協議会	坂東 敏和 (ばんどう としかず)	かいちよ 会長
	ふく そうらくふくしかい (福)相楽福祉会	廣瀬 明彦 (ひろせ あきひこ)	りじちよ 理事長
	そうらくぐん きよかい 相楽郡ろうあ協会	岩井 武志 (いわい たけし)	かいちよ 会長
かんけいぎせい 関係行政 きかん だい 機関の代 ひよしや 表者	きよとうふりつ みなみやましろしえんがっこう 京都府立南山城支援学校	尾崎 伸次 (おざき しんじ)	こうとうぶ しどう 高等部 指導 しゆじ 主事
	きよとうたなべこうきよしよきよあんでいしよ 京都田辺公共職業安定所	林 行宏 (はやし ゆきひろ)	しよちよ 所長
	きよとうふやましろみなみほけんしよ 京都府山城南保健所	西田 秀樹 (にしだ ひでき)	しよちよ 所長
	せいにかちようきよいくいんかい 精華町教育委員会	木原 國夫 (きはら くにお)	きよいくぶちよ 教育部長
いっばん こうぼ 一般公募 ちよみん の町民		近藤 脩 (こんどう おさむ)	いっばんこうぼ 一般公募
		務中 純子 (むなか じゆんこ)	いっばんこうぼ 一般公募

3 精華町障害者基本計画策定委員会開催事項

かい 回	かいさいにちじ 開催日時 ばしょ ◆場所	ぎ 議 事
だい 第1回	へいせい ねん がついつか げつ 平成23年9月5日(月) ごご じ ぶん 午後1時30分～ ちいきふくし ◆地域福祉センターかし のきえん かいがいぎしつ のき苑1階会議室	しょうがいしゃきほんけいかく しょうがいふくしけいかくさくてい ① 障害者基本計画・障害福祉計画策定の すす かつ 進め方について へいせい ねんど き そ ちょうさ およ しんちよく じょうきょう ② 平成22年度基礎調査及び進捗状況 ちょうさ 調査について けいかくさくてい かつ ③ 計画策定に係るヒアリングシートについ て とうぎ ④ 討議 ⑤ そのほか
だい 第2回	へいせい ねん がつ にち か 平成23年10月25日(火) ごご じ ぶん 午後1時30分～ やくばちょうしゃ かいしんぎかいしつ ◆役場庁舎6階審議会室	しょうがいしゃきほんけいかく しょうがいふくしけいかくさくてい ① 障害者基本計画・障害福祉計画策定の かいしゅうけつかがいよう ためのヒアリングシート回収結果概要 について しょうがいふくしけいかく あん ② 障害福祉計画(案)について しょうがいしゃきほんけいかくこっし あん ③ 障害者基本計画骨子(案)について とうぎ ④ 討議 ⑤ そのほか
だい 第3回	へいせい ねん がつ にち か 平成24年1月17日(火) ごご じ ぶん 午後1時30分～ やくばちょうしゃ かいしんぎかいしつ ◆役場庁舎6階審議会室	ぜんかいさくていいいんかい しつもんじこう ① 前回策定委員会での質問事項について せいちょうだい じ しょうがいしゃきほんけいかく だい き ② 精華町第2次障害者基本計画・第3期 しょうがいふくしけいかく あん 障害福祉計画(案)について ③ パブリックコメントについて とうぎ ④ 討議 ⑤ そのほか
だい 第4回	へいせい ねん がつ にち げつ 平成23年3月28日(月) ごご じ ぶん 午後1時30分～ やくばちょうしゃ かいしんぎかいしつ ◆役場庁舎6階審議会室	しょうがいふくしけいかく あん ① パブリックコメント結果について せいちょうだい じ しょうがいしゃきほんけいかく だい き ② 精華町第2次障害者基本計画・第3期 しょうがいふくしけいかく あん 障害福祉計画(案)について とうしん ③ 答申について ④ そのほか

4 ^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^し ^{やう} ^が ^い ^し ^や ^き ^ほ ^ん ^け ^い ^か ^く ^さ ^く ^て ^い ^し ^も ^ん
精華町障害者基本計画の策定について（諮問）

3 ^{せい} ^ふ ^く ^{だい} ^ご
精福第1110-1号

^へ ^い ^{せい} ^ね ^ん ^が ^つ ^い ^つ ^か
平成23年9月5日

^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^し ^{やう} ^が ^い ^し ^や ^き ^ほ ^ん ^け ^い ^か ^く ^さ ^く ^て ^い ^い ^ん ^か ^い
精華町障害者基本計画策定委員会

^{かい} ^ち ^{やう} ^{ひろ} ^せ ^あ ^き ^ひ ^こ ^さ ^ま
会長 廣瀬 明彦 様

^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^ち ^{やう} ^き ^む ^ら ^か ^な ^め
精華町長 木村 要

^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^し ^{やう} ^が ^い ^し ^や ^き ^ほ ^ん ^け ^い ^か ^く ^さ ^く ^て ^い ^し ^も ^ん
精華町障害者基本計画の策定について（諮問）

^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^し ^{やう} ^が ^い ^し ^や ^き ^ほ ^ん ^け ^い ^か ^く ^さ ^く ^て ^い ^い ^ん ^か ^い ^せ ^つ ^ち ^じ ^{やう} ^れ ^い ^へ ^い ^{せい} ^ね ^ん ^じ ^{やう} ^れ ^い ^だ ^い
精華町障害者基本計画策定委員会設置条例(平成12年条例第34

^ご ^う ^だ ^い ^じ ^{やう} ^き ^て ^い ^も ^と ^{せい} ^か ^ち ^{やう} ^し ^{やう} ^が ^い ^し ^や ^き ^ほ ^ん ^け ^い ^か ^く ^さ ^く ^て ^い ^か ^ん ^じ ^こ ^う
号)第2条の規定に基づき、精華町障害者基本計画の策定に関する事項

^き ^い ^ん ^か ^い ^し ^も ^ん
について、貴委員会に諮問します。

5 精華町第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画について (答申)

平成24年3月28日

精華町長 木村 要 様

精華町障害者基本計画策定委員会
会長 廣瀬 明彦

精華町第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画について (答申)

平成23年9月5日付けで諮問を受けた、精華町第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画について、本策定委員会は慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

町長は、この答申に基づき誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを目指して、本計画の着実な推進を図られるよう希望します。

記

1. 施策推進への参画と計画の周知、啓発について

第1次計画の策定と同様に、広く障害のある人やボランティア団体の参画のもと、本計画を取りまとめてきました。今後もあらゆる場面において、障害のある人及び住民の参画の精神を尊重して施策推進にあたってください。

また、障害のある人の抱える課題について、広く住民の理解なくして本計画の実現は不可能であることから、その周知、啓発に努力してください。

2. ノーマライゼーションの実現に向けて

本計画は、福祉行政及び精華町という枠組みだけでは実現することはできません。組織横断的かつ広域的視点も重視し、障害のある人も含めて全ての住民がこの地域に暮らしてよかったと思えるまちづくりを目指し、町行政挙げて全力で推進してください。

また、第1次計画に引き続き、「障害者が安心して暮らせる社会は全ての人にも暮らしやすい社会である」というノーマライゼーションの理念の実現に努めてください。

3. 計画の進行管理と見直しについて

本計画は、法制度の改正途中の段階で策定することになりました。従って、改正障害者基本法及び障害者総合支援法や京都府の動向並びにニーズを鑑み、計画を弾力的に見直すようにしてください。

また、精華町地域自立支援協議会において、障害のある人やボランティアなど住民参加のもと、引き続き計画の進行管理を行っていただくとともに、具体的な施策に係る行動計画の策定を、自立支援協議会が主体となって参画するよう検討してください。

以上

せいkachōdai じしょうがいしゃきほんけいかく
精華町第2次障害者基本計画・

だい き せいkachōしょうがいふくしけいかく
第3期精華町障害福祉計画

へいせい ねん がつ
平成24年3月

へんしゅう ほんこう せいkachōけんこうふくしかんきょうぶふくしか
編集・発行 精華町健康福祉環境部福祉課

〒619-0285

きょうとふそうらくぐんせいkachōみなみなやづまきたじり ほんち
京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

TEL 0774-94-2004 (代表) 0774-95-1904 (直通)

FAX 0774-95-3974

<http://www.town.seika.kyoto.jp/>